

本日の会議に付した事件

平成29年第2回山元町議会定例会（第4日目）

平成29年6月15日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 4号 山元町防災拠点・地域交流センター条例（委員長報告）
- 日程第 3 議案第33号 山元町防災拠点・地域交流センター条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 4 議案第34号 東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第35号 山元町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第36号 山元町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第37号 山元町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第38号 山元町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第39号 平成29年度 消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約について
- 日程第10 議案第40号 平成29年度 復興交付金事業 町道28号上平磯線道路改良工事（その1）請負契約の締結について
- 日程第11 議案第41号 平成28年度（債務）（仮称）山下地区地域交流センター備品購入事業の契約変更について
- 日程第12 議案第42号 平成28年度 再生資材運搬工事（その3）請負契約の変更について
- 日程第13 議案第43号 平成28年度 再生資材運搬工事（その4）請負契約の変更について
- 日程第14 議案第44号 平成29年度山元町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第45号 平成29年度 山元町立坂元小学校校庭改良工事請負契約の締結について
- 日程第16 同意第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 3号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 委発第 2号 国民年金等の削減をやめるとともに、最低保障年金制度創設等を求める意見書
- 日程第19 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 委員会審査期限延期の件

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成29年第2回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、5番伊藤貞悦君、6番岩佐秀一君を指名します。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

1．議員・委員会提出議案の受理、委員会から委発1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

2．長送付議案等の受理、町長から議案等3件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3．委員会調査報告書及び継続調査申出書等の受理、総務民生常任委員会委員長から委員会審査報告書、総務民生常任委員会委員長及び産建教育常任委員会委員長から閉会中の調査報告、各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申し出書、産建教育委員会委員長から審査期限延長要請書が提出されたので、その写しを配布しております。

4．閉会中の議員派遣の報告、山元町議会会議規則第126条第1項の規定によりお手元に配布のとおり、議長において決定したので報告します。

5．互理名取共立衛生処理組合、互理地区行政事務組合の結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第4号を議題とします。

本案は、2月28日、総務民生常任委員会に付託し、本定例会まで審査を延期していましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。総務民生常任委員会委員長、遠藤龍之君登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。ただいまより委員会審査報告書を報告いたします。

皆さんお手元に配布されている報告書をご覧になっていただきたいと思います。

委員会審査報告書

本委員会は、平成29年2月28日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

議案第4号山元町防災拠点地域交流センター条例、審査の結果、可決すべきものとなりました。

なお、次のような意見も付されております。

補助事業、津波復興拠点整備事業の設置もにもかかわらず、各条文の中には防災を意識した項目が不足しているとの意見があったこともあわせて報告いたします。

総務民生常任委員会委員長 遠藤龍之

山元町議会議長 阿部 均殿

以上で報告、説明終わります。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第33号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第33号山元町防災拠点・地域交流センター条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

説明に当たりましては、配布資料 No. 5、条例議案の概要をもとにご説明申し上げますので、お手元にご準備をお願いいたします。

まず、本条例の提案理由でございますが、山元町防災拠点・地域交流センター条例の制定に伴いまして、関係条例に所要の改正を行うため、提案するものでございます。

1の改正内容でございますが、第1条の支所設置条例の一部改正につきましては、坂元支所の位置を山元町防災拠点坂元地域交流センターの所在地であります山元町坂元字町東1番地60に改めるものです。

続きまして、第2条の山元町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正につきましては、暴力団の利益となる使用等を制限する公の施設を定める別表に山元町防災拠点・地域交流センター条例を追加するものでございます。

次に、第3条の山元町公民館条例の一部改正につきましては、坂元公民館の位置を山元町防災拠点坂元地域交流センターの所在地である山元町坂元字町東1番地60に改め、使用料を定めます別表から坂元公民館の表を削り、中央公民館に限定した表に改めるものでございます。

2の施行期日でございますが、平成29年8月1日であります。

以上で議案第33号の説明といたします。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 33 号山元町防災拠点・地域交流センター条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 4. 議案第 34 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。それでは、議案第 34 号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由ですが、国が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の財政支援を延長したことから、所要の改正を行うものです。

条例議案の概要でご説明いたしますので、配布資料 No. 6 をお手元にご準備願います。

改正内容でございます。東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示解除区域等から山元町に平成 30 年 3 月 31 日までに転入し、国民健康保険に加入した者について、次の表に記載のとおり、平成 29 年度分の国民健康保険税を平成 28 年度に引き続き減免するものです。

減免の要件となる区域の変更がなされ、平成 28 年度中に居住制限区域が介助された区域などが旧居住制限区域として対象区域となったほか、昨年全額減免された区域において平成 27 年度に指示が解除された旧避難指示解除準備区域が旧避難指示区域等に含まれ、一部の減免において同区域が削除されたものです。

なお、減収補填としまして、特別調整交付金が充てられることとなります。

施行期日ですが、公布の日から施行しまして、平成 29 年度の課税に適用するものです。

以上が議案第 34 号の内容となります。よろしく審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第34号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第35号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第35号山元町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料 No. 7、条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

提案理由についてです。子育て支援策の充実を図る一環として、子ども医療費助成の対象者等の見直しを行うことによって、子育て世代の負担軽減を図るため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてですが、大きく3点ございまして、まずは1点目、(1)第2条関係でございまして。助成対象者の年齢拡大についてですが、こちらの改正は、従来まで助成対象年齢を中学校終了時までとじていたものを高校終了時まで年齢を拡大するものであります。

次に2点目、(2)第4条関係です。子ども医療費助成制度の優先利用についてですが、こちらの改正は子ども医療費助成制度と母子・父子家庭医療費助成制度の利用の優先順位について、両方の制度に該当する利用者の利便性に配慮し、子ども医療費助成制度を優先的に利用することとするために改正するものであります。

次に3点目、(3)第5条関係でございまして。更新手続の省略についてですが、子ども医療費助成制度利用者の利便性に配慮し、原則更新手続を省略可能とするもの、及び受給者証の交付でもって決定通知の交付を省略可能とするものであります。

なお、施行期日等についてですが、10月1日からの施行とし、10月1日以降の診療に係る医療費から適用するものであります。

以上、議案第35号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

7番菊地康彦君の質問を許します。

7番（菊地康彦君）はい。それでは、質問いたします。改正内容の(1)番の対象年齢なんですけれども、高校終了までということ、19歳で卒業する人は対象にならないということでしょうか。真っ直ぐ入られない人もいますね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。改正の内容なんです、一般的な高校終了までというふうな言い方をしていますが、基本18歳に達する日の属する年度の

末日というふうな指定をさせていただきますので、18歳ということの年齢を規定をさせていただいております。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そうすると、何らかの事情で入学が遅れたとか、学校が長期お休みして1学年ちょっと滑ったなという、高校3年生でも対象にならない人も出てくるということで解釈してよろしいですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい。そのとおりでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい。とすると、文章の表現は「高校終了まで」という表現はおかしい形になると思います。高校終了までということは年齢制限をしていないわけですから、高校生であれば可能なわけですね。その下の条文で「18歳に達する日の属する年度の末日まで」と入れておりますので、上の「高校終了まで」というふうな表現は要らなくなるわけです。ですので、明確にそのところはすべきと考えますが、いかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。説明の中で一般的な言葉を使っただけの表現をさせていただきました。実際の条文のほうについては、高校終了時までという言葉はなく、年齢でしっかり出生から18歳に達する日の属する年度の末日までというふうなことで構成をさせていただきます。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。とすると、この考え方にずれが生じるのではないかと私は思います。それは、いわゆる子育て世代に対する助成で、いわゆる学生まで収入とかいろいろな関係の面から町とか国とか県で面倒を見ようというふうな大前提からこういうふうな考え方が出てきているんだらうと思われまますので、もう一度原点に戻って、学生をどうするのかというふうな観点から言えば、18歳じゃなくても高校終了までというふうなことを生かしてもいいわけです。

だから、純然たる年齢でいくのか、学生とか、高校生とかというふうなことを生かすのか、そこのところをきちんと考えて、こういうふうなことは進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。今回の医療費助成の改正につきましては、大もとが子ども医療費の助成に関するということになっておりまして、基本子どもの定義として、出生から18歳まで、児童というふうな定義を使っております、このような形の改正と。

一般的に高校生というふうなことになりますと、19歳に、20歳とかまでではおっしゃることもあるんですが、例えばもうちょっと年のいった方も高校に何らかの理由で入れる場合もございます。基本今回の条例に関しては、子ども医療費ということにさせていただいておりますので、この改正については、子ども医療費の改正ということでご理解いただければと思っております。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。というふうなことであれば、子供というふうなことの定義をしっかり捉えていかなければ問題だらうと思えます。

年齢区分等々で子供なのか、高校生なのか、学生とか、いろいろな表現があると思いますが、一般的に子供というふうなものは何歳までなのかというと、世間一般では15歳です。やはり、高校生になれば、やっぱり生徒というふうな捉え方で、子供とは言いませんし、小学生は児童、中学校からはやっぱり生徒というふうな捉え方圧倒的なわけですので、その言葉の表現の仕方とか解釈の仕方が変わってくると思います。

ですので、特例というふうなことも含めて、他の自治体の状況を調べて、ここは対処するほうが良いと思います。定時制高校とか通信制の高校で年齢に現在は物すごく幅が出てきておりますので、そのことも含めて検討する余地がないのかどうかお伺いします。

議長（阿部 均君）これ、課長はちょっと答えにくいと思いますので。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には担当課長からお答えしたとおりでございまして、これについては、他の自治体でも先行して高校生まで、あるいは18歳までというふうな定義の仕方に取り組んでいるところでございます。

それと今いみじくも議員おっしゃられたように、定時制というふうなことになりますと、必ずしも高校生といえども、定時制高校といえどもそれぞれの事情によって一定の年齢になった方も定時制高校に通われるというふうな部分もございまして、町としては先ほど来から担当課長説明したような考え方で、一応18歳までというふうなことで整理をさせていただいているというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい。ということであれば、町の方針としては高校終了というふうなことでなくて、年齢というふうなことを大前提にいくというふうなことだろうと思います。

そういうふうなことであれば、納得せざるを得ないわけですがけれども、やはり世の中の流れとしては、いわゆる町も今までと違って、膨らませた考えですので、他だけではなくて、町独自のいわゆるオンリーワンではなくて、町独特のやり方であれば、そのぐらいは特例というふうなことで認めてやってもいいというふうな、私は考えを持っておりますので、今後その幅とか許容範囲、特例について少し検討を加えていただければと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今と同様のご質問になるかと思いますが、この制度、せっかくいい制度で喜ばれる制度であります。今例えて言ったのは、定時制というところまで膨れ上がっていくとかということではなくて、何らかの理由で留年といいますか、それで年を超えた状況で高校生活をしなくちゃならないと。病気とかということが含まれていると思うんですよ。定時制と限定してしまうと、確かに働いているということになると、そうするとそれは素直にその対象になり得るのかということでは、同様のこの受けとめはできるんですが、やっぱりそうではない、まさに今表現もありました、特別な事情によってそういう状況が生まれた人に対しては、この医療費制度の助成制度のそもそもの目的を十分に勘案したときには、十分その対象になり得るのではないかというふうに、私も今のお話を聞いて感じました。

今きょうどうこうしろということは、それは求めませんが、10月1日の施行ということとは明確に示されているわけですから、やっぱり少しその辺を、まして今検討の余地が残っているということもあるわけで……、そういう意味では、期間がまだあるということなので、ぜひその辺は引き続きこの検討をされることを望んで終わります。答えはいいよ。

議長（阿部 均君）回答はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 35 号山元町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 6. 議案第 36 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第 36 号山元町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料 No. 8、条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備願います。

提案理由についてです。母子・父子家庭医療費助成について、対象者の負担軽減を図るため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容です。第 5 条関係でございます。先ほどの子ども医療費助成と同様に、制度利用者の利便性に配慮し、更新手続の省略と受給者証の交付をもって決定通知の交付を省略可能とするものであります。

施行期日については、10 月 1 日からの施行とするものであります。

以上、議案第 36 号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 36 号山元町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第37号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第37号山元町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

こちらにも配布資料で説明いたします。配布資料 No. 9、条例議案の概要をお手元にご準備いただければと思います。

提案理由についてです。心身障害者医療費の助成について、対象者の負担軽減を図るため、条例の一部改正するものであります。

改正内容についてです。こちらにも第5条関係でございます。先ほどの子ども医療費助成並びに母子・父子家庭医療費助成と同様に、制度利用者の利便性に配慮し、更新手続の省略と受給者証の交付をもって決定通知書の交付を省略可能とするものでございます。

施行期日については、10月1日からの施行とするものであります。

以上、議案第37号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第37号山元町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第38号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。議案第38号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料 No. 10、条例議案の概要をご覧いただきたいと思います。

まず、提案理由でございますけれども、町営新坂元駅周辺地区住宅の名称を他の町営住宅と同様に、小字名の町東に変更することに決定したことから、提案するものでござ

います。

まず1番、町営住宅の名称に関する規定の変更でございますけれども、山元町町営住宅条例に規定する別表の町営住宅の名称を以下のとおり変更するものです。今申し上げたとおり、現在「町営新坂元駅周辺地区住宅」とつけておるものを「町営町東住宅」というふうに改めるものでございます。

2として、施行期日でございますけれども、平成29年8月1日で施行を予定しております。

よろしくご審議上ご可決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。以上です。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第38号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第39号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第39号平成29年度消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約についてをご説明申し上げます。

お手元に配布しております資料No. 11、議案の概要によりご説明いたします。

提案理由でございますが、消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

以下、項目及び内容を申し上げます。

1. 契約の目的は、平成29年度消防ポンプ積載車等更新事業です。
2. 契約の方法は、指名競争入札で、指名業者数は6者でございます。
3. 契約金額は、一金876万7,500円（消費税を含む）

なお、落札立は96.12パーセントでございました。

4. 契約の相手方は、仙台市太白区に所在します日本防災工業株式会社仙台営業所でございます。

5. 納品場所は、山元町役場であります。

6. 購入品目でございますが、小型動力ポンプ付軽自積載車を2台購入するものであります。昨年度と同様、①の車両につきましては、スズキエブリ4ドア、デッキタイプをベースに、記載の附属装備を装着するものであります。

②の小型動力ポンプにつきましては、I H I シバウラの可搬消防ポンプB-3級となります。参考までに、車両及び小型動力ポンプのイメージ写真を裏面に掲載しておりますので、ご確認お願いいたします。

なお、今回購入いたします2台の配備先につきましては、第2分団第1班鷺足と第5分団第1班上平となります。

7の納品期限でございますが、平成29年12月12日でございます。

以上で議案第39号の説明といたします。

よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。今総務課長から説明がありました。その中で、契約方法のところで、指名業者が6者あります。その応札した会社名と数字的なことを教えていただけますか。

総務課長（菅野寛俊君）はい。それでは、指名業者名と応札額についてご説明申し上げます。

応札額の低い順からということで、ただいまの日本防災工業を除いた5者についてご説明いたします。まず1者、株式会社アオキ、826万2,220円、こちら消費税を除く金額でございます。続きまして、トーハツ県南サービス株式会社、839万220円、続きまして、株式会社共栄防災、844万2,220円です。続きまして、株式会社古川ポンプ製作所仙台営業所、852万2,220円です。最後に、ジーエムいちはら工業株式会社仙台営業所、862万2,220円。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第39号平成29年度消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10．議案第40号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。それでは、議案第40号平成29年度復興交付金事業 町道28号上平磯線道路改良工事（その1）請負契約の締結についてご説明申し上げます。

ご説明に当たりましては、別紙配布資料 No. 12 でご説明申し上げます。

初めに、資料 No. 12 をご覧願います。

提案理由でございますが、町道28号上平磯線道路改良工事（その1）の請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

続いて、項目及び内容についてご説明申し上げます。

1．契約の目的につきましては、平成29年度復興交付金事業 町道28号上平磯線道路改良工事（その1）の請負契約の締結でございます。

2．契約の方法につきましては、指名競争入札で、入札参加業者数は9者となっております。

3．契約金額につきましては、一金6,933万6,000円で、こちらは消費税を含むもので、落札率は84.91パーセントとなっております。

4．契約の相手方につきましては、野村建設株式会社でございます。

5．工事の場所につきましては、山元町磯地内で、A3の参考図の位置図、平面図にお示しするとおりで、避難路である上平磯線の県道相馬亘理線より右側の赤い着色区間370.3メートル区間を対象とするものであります。

平面図左側の黄色着色区間860メートルにつきましては、平成26年度から平成28年度に工事完成しております。今回の工事も同様の道路幅員構成で工事を進めてまいります。

現在白抜きの区間につきましては、県の仙台土木事務所が事業を進めている県道相馬亘理線関係区域について、県が一体的に施工してございます。今後も県仙台土木事務所と連絡を密にとり、情報提供に努めてまいります。

次に、6．工事の概要でございますが、引き続き参考図、左下の標準横断図を参照願います。本工事では、こちらの標準横断図にお示しするとおりでございます。

議案の概要にお戻り願います。

その結果、工事数量としては、6．工事の概要に示すとおりでございます。

7．工期につきましては、契約日の翌日から平成30年2月28日まででございます。

以上、議案第40号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第40号平成29年度復興交付金事業 町道28号上平磯線道路改良工事（その1）請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11．議案第41号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。それでは、議案第41号平成28年度（債務）（仮称）山下地区地域交流センター備品購入事業の契約変更についてご説明申し上げます。

説明に当たりましては、別紙配布資料 No. 13にてご説明申し上げます。初めに、資料 No. 13をご覧ください。

提案理由でございますが、（仮称）山下地区地域交流センターの備品購入事業の物品購入事業契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

続いて、項目及び内容についてご説明申し上げます。

1．契約の目的につきましては、平成28年度（債務）（仮称）山下地区地域交流センター備品購入事業でございます。

2．契約金額につきましては、現契約額2,214万円から変更額を2,310万7,000円に変更するもので、その結果、96万7,000円増額となるものです。なお、これらは全て消費税を含むもので、4.37パーセントの増となります。

3．契約の相手方につきましては、株式会社渡辺太陽堂でございます。

4．納品場所につきましては、（仮称）山下地区地域交流センターでございます。

5．購入品目の追加変更分につきましては、2階北西側の図書、パソコンコーナーに設置される什器備品類、円テーブル4台、椅子29脚でございます。

6．納品期限につきましては、平成29年7月31日です。

7．変更理由につきましては、施設運営上必要な什器備品類を追加整備するものでございます。

8．議決経緯につきましては、平成29年第1回山元町議会定例会議案第11号でご可決いただいたものであります。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

7番菊地康彦君の質疑を許します。

7番（菊地康彦君）はい、議長。質問させていただきます。

今回の増額、96万7,000円ということで、円テーブル4台、椅子29脚ということなんですが、一般庶民からするとかなり高価なものだなというふうを感じるんですが、この辺の金額等わかりましたら教えていただきたいと思います。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。お答えします。

今回追加購入する製品につきましては、前回議会で承認いただきました飲食コーナーの円テーブルと椅子と同様でございます。円テーブルにつきましては、1基7万4,000円程度、椅子につきましては、3万円程度でございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。変更理由について施設運営上必要だという説明なんですけど、これは当初はそういう発想がなかったのかどうか伺います。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。お答えします。

当初、平成29年1月の発注時点において、パソコンコーナーの使い方が未確定であったため、当初発注時には計上してございませんでした。図書コーナーと合わせた、2階北西部の使い方につきまして、継続して検討した結果、使い方について明確になったことから、今回増嵩するものでございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。全体像がよく見えないんですけれども、全体像に従ってこういった事業って進められていると思うんですが、はっきり言えば簡単に変更、変更と言ってどんどんふやしていくというような印象が伝わってくるんですよ。

前の質問でもちょっと高価なものだなというような意見も、考えも受けとめもあるように見えるんですが、椅子1脚3万円というのは相当立派なものなんだねというような、あとこういったものは、当初に示してもらわないと、なかなか我々の審議にまざられないとか、もうこれ動いている事業だから、こういうことだけだめだというふうにならないわけよ。我々でも非常に苦しいんです。判断するとき。事業進んでいるのにここだけストップなんていうのは、そうなる困るので、私たちもまともなところで判断できるようなことで提案していただきたいということなんですけど、そういう意味ではこの理由もそんなに当初から全体のあの使い方、使われ方を考えたときに、当然こういったことも必要といたしますか、思い浮かぶ話ではないかと思うんですが、その辺のちょっと安易に変更契約ということで済まされるのもどうかなという思いで尋ねたわけですが、その辺答えられる、理解されやすいような説明をいただければと思います。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。ただいまご質問のあった件なんですけれども、少し高いのではないかというお話がございしますが、製品につきましては、一般的な被災市町村において復興庁から採択されている程度と同程度の製品でございますので、こういった新規の施設としてはそれほど高価なものとは考えてございません。

なおですね、今回設置する椅子と机につきましては、3月の議会でご可決いただいた飲食コーナーと同一の椅子とテーブルでございまして、それほど高いとは考えておりません。

議長（阿部 均君）あと、安易に変更契約するのはおかしいんじゃないかと。（「そこを聞いたわけじゃないんだ」の声あり）

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい。追加でお話しさせていただきます。

なぜこの時期になったかといいますと、ちょっとパソコンコーナーとか図書コーナーというのはいろいろな使い方が考えることができましたので、ちょっと検討に時間を要

したということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。理解できないから聞いているんだけど、こういった取り組み方というか、進め方というのには問題があるのかと。問題というか、あれは町の大きな、20億円もする買い物というか、建物で、これからどんどん町民にアピールといいますか、多くの利用していただかなければならない施設でもあるということで、取り組んできたと思うんですけども、そうした場合、当初からやっぱりこういったところまで我々に提案されるべきだと。

あと、今こう考えると、また不思議に思ったのは、いろいろ考えたらここにも必要だ、これも必要だと、どんどん膨れ上がっていくようなことがこれまでもありました。だから俺確認してるんだけど、そして、何だかんだ言って100万円の買い物になるわけだけでも、というようなことから、ちょっとこの辺の考え方について、少しもっと厳しい、改めて対応していただきたいということ。

今後はこういうことないんでしょうね。ということを確認して終わります。確認するぞ。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。お答えします。

今後このようなことがないように、しっかり検討してまいっております。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

12 番（青田和夫君）はい、議長。今説明ありましたけれども、ちょっと聞き漏らしたと思うんですよ。これは、増額の数字が出ていますけれども、これは物価スライド法か何か適用されているんですか。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。契約につきましては、当初契約の請け負比率をそのまま掛けてございますので、先ほどテーブルについて7万円とか、椅子について3万円というお話させていただいたんですけども、当初の請け負率が60パーセント強でございますので、実際は7万円掛ける60パーセント、3万円掛ける60パーセント、1万8,000円等で契約というふうな形でございます。（「ちょっとよく聞き取れないんだけど」の声あり）

物価スライドではなくて、当初と同額の積算額に対して落札率を掛けた金額で今回契約してございます。以上でございます。

12 番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、当初の数字に対して掛け率では6掛けで計算したということの理解でいいですか。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。おっしゃるとおりでございます。以上です。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5 番（伊藤貞悦君）はい。確認をさせていただきますが、96万7,000円は、プラスなわけですね。もともとこのスペースは何に利用して、どのぐらい、どんな備品が入る予定だったのか。いわゆるプラスされているということは、これを足すという意味というふうに理解しかできないわけですが、用途を変更してここには図書とパソコンコーナーにするためのこのものを入れるのか、もともと別の計画で予算がついていたと思うんですけども、その差が九十何万円なのか、その辺はいかがなんでしょうか。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。お答えします。

当初から2階北西部につきましては、図書コーナー及びパソコンコーナーというのは

決まっていた。当初は、イメージといいますか、ちょっと構想が明確でなかったもので、椅子と机は計上してございませんでした。

契約上は、必要に応じて増額することができるという条項もございますので、それののっつて今回ちょっと増嵩させていただいたということでございます。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい。もともと図書、パソコンコーナーを計画していて、そこに入れることを予想しないで当初予算を組んでいたというふうなことなんですね。今の答えだと。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私のほうからも少し補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、ご覧のとおり、大変大きなフロア面積の建物でございます。その調達、一定の時間を要するというふうな中で、本来は遠藤議員ご指摘のとおり、全体を精査をして、一括で発注をすべき性質のものだろうというふうに私も思いますが、この2つのコーナーについては、その段階でイメージがなかなかまとまらなかったというふうな部分がありましたので、その部分を除いて最初契約をさせていただいた経緯があると。

残ったスペースについては、今回イメージが固まったので、追加でその分を変更で対応させていただいたというふうなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい。この文章から読み取りますと、2階図書、パソコンコーナーというのは、いわゆる学習コーナーというか、静かに本を読んだり、パソコンで調べ物をしたり、勉強したりするようなコーナーなのかなと私は読み取ったわけです。その際に、例えばほかの市町村ではパソコンはパソコン、固有に使えるように、いわゆるほかからの遮断した形のものとかというふうなことに今後なってくると、また違った予算とか何かが必要なことになりかねないわけですが、そういうふうないろいろな項目を考えて、これは予算要求がされているのか。差し当たりこれを買って入れておこうというふうなことなのか。その辺はいかがなんでしょうか。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えしますと、この建物のパソコンコーナーにつきましては、閉ざされた空間ではなくて、オープンな状態で使うことを想定してございまして、現在のところ仕切ったりとかすることは想定してございません。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。ということは、フリーのスペースの中にテーブルを置いて、パソコンを並べて、図書は図書のラックの中から本を引っ張り出してきて自由に読むようなスペースということは、学習コーナーではないというふうに判断をさせていただきましたが、それでよろしいわけですね。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。お答えします。

学習コーナーと図書コーナーの使い分けなんですけれども、使われる方のご判断にちょっとよるところが大きいなと思ってございます。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい。使われる方のご判断にお任せしますとなれば、また違ってくるわけですが、我々町民も含めて、他の市町村と違って、駅前にはやはり静かに本を読んだり、学習したりする施設が欲しいと常々願ってきているわけです。例えば、お隣の町の悠里館なんかには非常に学生さんがいて、必死になって勉強しているような状況があります。

現在山元町の図書というのは、各学校と、それから中央公民館に多少ありますが、あといろいろな施設にばらばらになっておりますので、そういうふうなものをまとめたようなことを考えたのかなというふうなことではなくて、休憩できる時間を多少過ごせる場所というふうに理解をさせていただいて、今回はしょうがないのかなというふうに考

えます。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい。今回96万7,000円、まだ残額があると思うんですけれども、これからまだ購入すべきような備品とかはあるんでしょうか。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。お答えします。

現在のところ、追加購入する備品等はありません。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい。これは、当初には盛り込んでいなく備品購入しているわけなんですけれども、これはもともとパソコンコーナーということで、机、テーブルを購入するために、その分はとっておいたと、残しておいて今回備品購入をしたということで解釈してよろしいでしょうか。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。お答えします。

予算につきましては、枠内で対応できるということで、今回対応してございます。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい。残額が出たから購入ということではなく、最初からの計画の中にあっただけけれどもということよろしいんですか。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。もう一度お話しさせていただきますが、当初から椅子とか机が要るということはわかっていたんですが、ちょっと全体のイメージというか、構想が明確でなかったのが、ちょっと時間を要して、現在、そして今回増嵩させていただくことになりました。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい。これ以上の備品購入はもうあり得ませんか。大丈夫でしょうか。再度確認します。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。現在のところこれ以上の増額はございません。以上です。（「あり得ませんね」の声あり）

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第41号平成28年度（債務）（仮称）山下地区地域交流センター備品購入事業の契約変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第12．議案第42号、日程第13．議案第43号の2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、説明させていただきます。

議案第42号平成28年度再生資材運搬工事（その3）請負契約の変更についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、再生資材運搬工事（その3）の請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので、提案するものでございます。

提案の概要につきましては、お手元に配布されております資料のナンバー14をご用意いたします。

主な項目と内容を説明させていただきます。

1．契約の目的でございますけれども、平成28年度再生資材運搬工事（その3）でございます。

2．契約の相手方でございますが、株式会社ヤマムラで、町内企業でございます。

3．契約金額でございますけれども、現契約額が6,535万8,360円に對しまして453万600円を減額、変更後の契約額としましては6,082万7,760円としたものでございます。

なお、減額率としましては6.93パーセントとなっております。

4．工事の場所でございますが、山元町新浜地内外でございます。

工事の概要は、変更後の説明になりますけれども、土砂運搬工及び整地工におきまして、5,300立米増嵩しまして2万8,000立米となっております。

工期は、平成28年12月16日から平成29年6月30日までとなっております。

次に、変更理由でございますが、大きく分けて2点ございます。1点目としましては、土砂の運搬先について、当初牛橋地区のスポーツゾーンの基盤のかさ上げを目的としまして搬出を予定しておりましたが、搬出先の底地の問題が発生いたしまして、搬出することができなくなったことから、新たな搬出先を検討いたしまして、新浜地区の防災緑地ゾーンへの搬出先を変更してございます。

結果、運搬距離が当初5.3キロメートルから0.6キロメートルに変更となりまして、運搬単価が減額となっております。

2点目としましては、土砂の運搬先の現地測定の結果、計画高さの必要数量に合わせて運搬土量を増嵩するものでございます。

運搬単価の減と運搬土量の増が生じましたが、トータルでは減額となっております。

なお、議決の経緯でございますけれども、平成28年第4回山元町議会定例会、議案第94号として議決をいただいている案件でございます。

以上が議案第42号の概要となります。

続きまして、議案第43号平成28年度再生資材運搬工事（その4）請負契約の変更

についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、再生資材運搬工事（その４）の請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

議案の概要につきましては、お手元に配布されております資料の No. 15 をご用意いたします。

主な項目と内容を説明させていただきます。

１．契約の目的ですが、平成２８年度再生資材運搬工事（その４）でございます。

契約の相手方ですけれども、株式会社岩佐組で、亘理町内の企業となっております。

契約金額は、現契約額が７，７３８万２，０００円に対しまして１，６４７万６，４８０円を減額、変更後の契約額としまして６，０９０万５，５２０円としたものでございます。

なお、減額率としましては、２１．２９パーセントとなっております。

工事の場所は、山元町新浜地内外でございます。

工事の概要は、変更分の説明になりますけれども、土砂運搬工及び整地工におきまして、１万１００立米を増嵩し、３万８，９００立米となっております。

また、防塵ネットフェンス工６０メートルを減工としております。

工期は、平成２８年１２月１６日から平成２９年６月３０日までとなっております。

変更理由ですが、大きく分けて３点ございます。１点目の土砂の運搬先につきましては、先ほどの議案４２号と同様の理由となっております。

２点目としまして、当初運搬を予定してございました牛橋地区におきまして、土の搬出範囲が鳳仙寺に隣接したという状況がございまして、施工中の砂ぼこりの影響を考慮いたしまして、当初防塵ネットを設置する予定でございましたけれども、全日の搬出先の変更によりまして、防塵ネットフェンスが不要となったといったことでありまして、減額としております。

３点目の土砂の運搬土量の変更につきましても先ほどの議案、４２号と同様の理由となっております。

なお、議決の経緯でございますけれども、平成２８年第４回山元町議会定例会、議案第９５号として議決をいただいている案件でございます。

以上が議案第４３号の概要となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

３番竹内和彦君の質疑を許します。

３番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、議案４３号の件で質問いたします。

この減額が非常に大きい。１，６４７万円、パーセンテージで２１パーセント減額ということでございます。この差額が３点あるということではありますが、土砂の運搬工と整地工とその防塵ネットフェンスということでもありますから、それぞれ金額は幾らなのか。その辺、差額。その３点の差額。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。ちょっと今の手持ちに全ての、ちょっと差額というものは持ってございませんけれども、一番大きい変更の理由としましては、やはり運

搬先の単価の変更と。やはり運搬距離が5.3キロ、当初これ1立米当たりの単価が1,217円という単価だったんですけれども、これが0.6キロに距離が短くなりまして、1立米当たり700円というふうな単価の変更になってございまして、最も大きい理由としましては、こちらのやはり運搬距離の減というものが大きいという形になってございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。一括で1,600万円減額分出ているんですけれども、この差額になった3点差額になっているんですけれども、それぞれ金額がわからないということではありますが、距離が5.3キロから0.6キロに短くなったということであれば、減額の理由はわかるんですけれども、ネットフェンス、これの減額のほうが相当大きいのではないかなと思います、その辺はどうなんですか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。ネットフェンスそのものにつきましては、仮設のフェンスということもございまして、これ直接工事費になるんですけれども、経費をかけない、約70万円ほどというふうになっておりまして、ネットフェンス自体はそんなに大きい減額の要素にはなっていないと思います。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、この個別の3点については、後ほどその変更額聞きたいと思います。以上で結構です。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）討論なしと認めます。

議長（阿部均君）これから議案第42号平成28年度再生資材運搬工事（その3）請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部均君）これから議案第43号平成28年度再生資材運搬工事（その4）請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部均君）日程第14. 議案第44号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、議案第44号平成29年度山元町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書とあわせまして、補正予算附属資料説明書のほうもお手元にご準備いただければと思います。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ24億5,704万3,000円を追加し、総額を158億7,151万7,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

今回の補正のポイントでございますが、国、県補助金の内示に伴うものなど、当初予算で措置できなかった事業や磯浜漁港関連事業や上平磯線の用地取得費などの復興交付金事業のほか、役場庁舎の新築復旧事業について、建築工事に係る経費を計上しておりますほか、定住促進事業補助金や津波被災住宅再建支援事業補助金について増額してございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。議案書の10ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費につきまして12億5,000万円余を計上してございます。こちらにつきましては、役場新庁舎の建設に係る工事請負費、施工管理業務委託料等を計上しているものでございまして、今回積算が完了したことから、予算化したものでございます。

補正予算附属資料説明書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

こちら、今回の本体の工事期間につきましては、記載中ほどにございますが、ことし9月から来年12月ごろまでの2カ年にわたった工事ということを予定してございます。それに伴いまして、今回予算を6月補正の歳出予算、歳出計上しているものと平成30年度の債務負担行為として設定しているものとございまして、総額24億9,470万円、2カ年で予定しておりますが、その総額をおよそ半々の割合で配分しているということとなっております。

こちら、財源といたしましては、地方債が4億1,500万円余、それから震災復興特別交付税を含む一般財源として8億3,500万円余りということとなっております。

なお、本件につきましては、本日別に資料を2種類配布させていただいておりますので、予算の全体をご説明させていただいた後に改めてこの2点についてはご説明させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書のほうにお戻りいただきたいと思っております。議案書10ページでございます。

第6目企画費につきまして280万円計上してございます。たびたび資料行ったり来たりになって恐縮でございますが、補正予算附属資料説明書の2ページのほうもあわせてご覧いただきたいと思っております。

まず、被災地域交流拠点施設整備事業補助金でございますが、こちらは花釜区において花釜区交流センターを新たな地域活動の拠点として実施するコミュニティーの再生再構築に向けた各種行事やコミュニティー活動等を支援するものでございます。財源は、

全額県補助金となっております。

次に、コミュニティー助成事業補助金でございますが、こちらは横山区が実施するコミュニティーの一体化・活性化に向けた取り組みにおいて使用する備品の整備を支援するものでございます。財源といたしましては、全額諸収入、宝くじ関係の助成事業を活用しているものとなっております。

続きまして、議案書の10ページにお戻りいただきまして、第11目諸費でございます。こちら、5,000万円計上しております。こちらにつきましては、牛橋区民会館の再建工事を支援する補助金を計上したものでございまして、財源は全額県補助金となっております。

次に、第14目防災行政無線費につきまして6万5,000円計上しております。こちらにつきましては、防災行政無線電波利用料につきまして、減免期間の終了に伴いまして、必要となる経費を計上したものでございます。

次に、第20目定住促進対策費につきまして1億276万円余を計上してございます。こちらにつきましては、年度当初から相当数の交付申請があること、また、昨年度申請を受け付けました分の今年度の支出見込みを踏まえまして、所要の経費を計上したものでございます。

続きまして、第4項選挙費でございます。第4目宮城県知事選挙費につきまして76万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、つばめの杜地区に新たに投票所を設ける予定としており、それに伴う選挙管理システムの改修に要する経費を計上したものでございます。

11ページをご覧ください。

第3款民生費第2項児童福祉費でございます。第5目学童保育施設費につきまして121万円余りを計上しております。こちらにつきましては、ことし4月からの短時間労働者に対する厚生年金、健康保険の適用拡大に伴いまして所要の経費を計上したものでございます。

続きまして、第4款衛生費第1項保健衛生費でございます。第1目保健衛生総務費につきまして412万円余りを計上しております。こちらにつきましては、名取、岩沼、亘理、山元地区の救急医療を担っております総合南東北病院に対しまして、町民の安心安全な生活を確保するため、救急医療を安定的に運営できるよう助成を行うものでございます。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第5目農地費につきまして、こちら補正予算附属資料説明書のほう用いてご説明させていただきたいと思っております。資料の6ページのほうをお開きいただきたいと思います。

こちら、6ページの内容といたしましては、山神ため池堤体改修工事におきまして、追加での設計調査が必要となったことから、委託料を600万円増額し、工事請負費を同額減額するというものでございます。

同じく、補正予算附属資料説明書の7ページのほうをご覧ください。

第9目の農業復興推進費につきまして2,643万2,000円を計上しております。こちらは、内容といたしましては、東日本大震災農業生産対策交付金を活用して堆肥等を投入した農地においてさらなる地力回復を図るため、堆肥や土壌改良材を投入する経営体を支援するものでございます。財源は、全額県補助金となっております。

続いて、議案書の11ページのほうを戻ってご覧いただきたいと思います。

議案書11ページの中ほどから下のほうになります。第3項水産業費でございます。第3目漁業施設復興推進費につきまして、合わせて3,240万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、まず、説明欄の一番上でございますが、磯浜漁港漁業集落跡地整備測量設計業務委託料といたしまして、こちらは磯浜漁港漁業集落跡地において漁家が保有していた漁具保管修理施設用地とあわせて、共同利用の漁具倉庫用地を整備するに当たりまして、必要な測量設計を行うものであり、第17回の復興交付金申請で決定されたことに伴いまして計上したものでございます。

説明欄のその下でございます磯浜漁港施設整備調査設計業務委託料でございますが、こちらは磯浜漁港施設用地のかさ上げ箇所における舗装等の追加工事に必要な測量設計を行うものとなっております。こちら第17回の復興交付金申請で決定されたことに伴いまして計上したものでございます。

次に、磯浜漁港施設機能保全計画策定業務委託料でございます。こちらにつきましては、漁港施設機能保全計画につきまして、平成30年度、来年度に策定を予定していたところでございますが、国から今回前倒しで補助金の内示があったことから、今回計上したものでございます。

これら合わせまして、財源といたしましては、県補助金として750万円、地方債670万円、震災復興交付金基金繰入金が1,305万5,000円となっております。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第3目道路橋梁復興推進費につきまして、合わせて2,112万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、上平磯線の用地取得に係る経費といたしまして、こちら記載の用地購入費、それから次の議案書12ページのほうをお開きいただきたいと思いますが、12ページのほうで記載してございます物件及び立木等の補償費、こちらにつきましては第18回の復興交付金申請で交付決定の内諾が得られたことから計上しているものでございます。財源といたしましては、震災復興交付金基金繰入金775万2,000円、それから地方債が1,020万円ということとなっております。

次に、同じく、議案書12ページの一番上のほうに記載してございます坂元川改修事業負担金でございます。こちらは、平成28年度9月補正予算のほうで計上いたしまして、年度内の施工というふうに予定してございましたが、県が発注する河川工事の内容に変更、増額要素がございまして、同工事による施工ができなくなったため、平成29年度に新たに実施することとなったことから、平成28年度予算のほうを不用額とし、今回改めて計上したものでございます。財源といたしましては、こちら地方債の1,020万円となっております。

続きまして、第3項の河川費でございます。第2目河川改良費につきまして5,050万円計上しております。こちらにつきましては、小平地区総合排水対策事業において、地権者との交渉に時間を要し、平成27年度予算を平成28年度に繰り越していたものでございますが、今回地権者との調整が図られたことから、改めて補正計上しているというものでございます。

続きまして、第6項都市計画費でございます。第3目都市計画復興推進費につきまして8億6,460万円余りを計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明させていただきます。資料の11ページのほうをお開きいた

だきたいと思います。

こちらの内容といたしましては、津波被災住宅再建支援事業の町独自支援策につきまして、各項目の支援の拡充や追加を行うものであり、それに伴う所要の予算を計上しているものでございます。財源は、震災復興交付金基金繰入金が8億6,450万円となっております。

続いて、補正予算附属資料説明書の12ページのほうをご覧いただきたいと思います。

復興公営住宅名称変更登記費用補助事業でございますが、こちらの補助金につきまして10万6,000円計上しております。こちらは、新坂元駅周辺地区の復興公営住宅の名称を変更することに伴いまして、住民が所有する不動産登記の所有者住所に変更が生じる場合の費用につきまして補助するというものでございます。

続いて、議案書のほうにお戻りいただきまして、議案書の12ページのほうを再びご覧いただきたいと思います。

議案書12ページの下のほうになりますが、第9款消防費第1項消防費でございます。第3目常備消防費につきまして100万円計上しております。こちらにつきましては、消防広域化に向けた検討等を行う協議会が新たに設立されることとなりまして、その事務負担金を計上しているものでございます。

次に、第4目災害対策費につきまして30万円計上しております。こちらにつきましては、災害発生時におきまして高瀬区が自主的な防災活動を実施するために必要となる防災備品を整備するに当たりまして補助するものでございます。財源といたしましては、諸収入、コミュニティー助成事業助成金の30万円となっております。

議案書の13ページのほうをご覧いただきたいと思います。

第10款教育費第2項小学校費でございます。第2目教育振興費及び第3目小学校復興推進費につきまして、それぞれ4万1,000円、16万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、要保護及び準要保護並びに被災児童に支給する就学援助費につきまして、新入学児童に対する補助の一部見直しを行うことから、所要の予算を計上したものでございます。

続きまして、第3項中学校費でございます。第2目教育振興費につきまして、合わせて1,960万円余りを計上しております。まず、こちらの需用費3,000円、それから委託料の1,943万2,000円につきましては、被災した生徒等の学校教育活動支援等に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣し、心のケアやその他必要な支援を行うことから、所要の予算を計上したものでございます。財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

また、扶助費20万3,000円及び第3目の中学校復興推進費の扶助費71万6,000円につきましては、特別支援教育就学奨励費、要保護及び準要保護並びに被災生徒に支給する就学援助費につきまして、新入学生徒に対する補助の一部見直しを行うことから、所要の予算を計上したものでございます。

続きまして、第5項社会教育費でございます。第2目公民館費につきまして450万円計上しております。こちらにつきましては、消防署の立ち入り検査におきまして、中央公民館の非常放送設備及び緞帳等につきまして機器の不具合や防煙仕様への変更の指導があったことから、利用者等の安全性確保のため、更新を行うものでございます。

次に、第3目文化財保護費につきまして400万円計上しております。こちらにつき

ましては、町指定文化財である茶室の敷地北側境界に設置してある築柵について経年劣化等により倒壊するおそれがあることから、改修を行うものでございます。

次に、第8目社会教育施設計画費につきまして300万円計上しております。こちらにつきましては、一般社団法人坂元愛林公益会様からいただいた寄附金を活用し、坂元地域交流センターに緞帳及びグランドピアノを購入するものでございます。

議案書の14ページのほうをご覧ください。

第6項保健体育費でございます。第3目体育施設費につきまして、合わせて1,080万9,000円を計上しております。まず、工事請負契約といたしまして700万円計上しておりますが、こちらにつきましては、消防署の立ち入り検査において、体育文化センターの屋外消火栓設備に連携した非常発電設備を設置するよう指導があったことから、利用者等の安全性確保のため、同設備を新設するものでございます。

また、備品購入費といたしまして380万円余りを計上しておりますが、こちらにつきましては、スポーツ振興くじ助成金の交付申請が認められたことに伴いまして、体育文化センターのトレーニング機器の更新を行うものでございます。

歳出予算の最後になります。第11款災害復旧費第5項消防施設災害復旧費でございます。第1目消防施設災害復旧費につきまして537万円余りを計上しております。こちらにつきましては、消防防災施設災害復旧事業の申請が認められたことに伴いまして、牛橋消防ポンプ置き場の整備を行うものでございます。財源は、国庫支出金358万2,000円となっております。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきまして、主なものをご説明申し上げます。議案書8ページをご覧ください。

まず、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては、震災復興交付金事業等の補助裏に充てるため、震災復興特別交付税を7億5,444万円計上しております。

次に、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第17款寄附金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出予算のほうでご説明したとおりの内容となっております。

議案書の9ページのほうをご覧ください。

第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきまして、まず財政調整基金繰入金でございます。こちらにつきましては、今回の補正予算の最終的な財源調整の結果2億6,840万円余りを取り崩すこととしております。主な要因といたしましては、小平地区排水対策工事や定住促進事業に係る財源の手当となっております。

その下の震災復興交付金基金につきましては、歳出のほうでご説明いたしました磯浜漁港施設整備調査設計業務等に充当することから、2,080万円余りを取り崩しているものでございます。

その下の震災復興基金繰入金でございますが、こちらは歳出のほうでご説明申し上げました津波被災住宅再建支援事業に充当することから、8億6,450万円を取り崩しているものでございます。

続きまして、第20款諸収入でございます。こちらにつきましても先ほど歳出予算のほうでご説明させていただいた内容のとおりでございます。

第21款町債につきましては、地方債の補正のほうでご説明させていただきたいと思っておりますので、省略させていただきます。

以上が今回の歳入予算の主な内容となっております。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明させていただきます。議案書の3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

今回債務負担行為の追加といたしまして、山元町役場庁舎新築復旧事業に要する経費を計上しております。新庁舎の建設につきましては、先ほど歳出のほうでもご説明申し上げましたが、今年度から来年度までの2カ年で実施することとしておりまして、来年とにおきまして支出が予定される金額につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、最後になります。地方債の補正でございます。議案書の4ページをご覧くださいと思います。

被災施設復旧関連事業債につきましては、役場新庁舎建設の財源とするものであり、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、こちら議案書の記載のとおりとなっております。

議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

公共事業等債につきましては、坂元川改修事業負担金の増額等に伴いまして1,690万円増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等に変更はございません。

以上が今回の2号補正予算案の内容となります。

続きまして、本日追加資料として配布させていただきました2点の資料につきましてご説明申し上げたいと思っております。議案第44号関係資料ということで、第3回町民検討委員会質疑事項とA4横の説明資料ということで、この2つを配布させていただいております。

今回の役場新庁舎の建築、建設に当たりまして2点ご報告させていただきたいと思っております。

まず、1点目が第3回町民検討委員会を6月5日、月曜日に開催させていただいております。こちらにつきましては、5月22日の全員協議会におきまして町民の皆様に対して今回6月補正予算を計上するに当たりまして、これまでの経過ですとか、予算のあらまし等々についてきちんと検討計画を説明すべきというご意見を頂戴しております。そちらにつきまして今回6月5日に町民の皆様、町民検討委員会の皆様のほうにご説明をさせていただいております。

その際にありました主な質疑事項につきまして今回何点かまとめさせていただいておりますので、そちらを手短に、時間の関係もございまして、ご説明申し上げたいと思っております。

1点目、2階の執務スペースの使い方はということにつきましては、平面図に基づきまして教育部門、総務部門、それから議会関係の諸室が配置されているというご説明をさせていただいております。

それから、資材高騰等の15パーセント上昇、約3億円アップは確定かということでございますが、今回予算につきまして、これまで庁舎本体工事等々で19億円程度というようなご説明をさせていただいたところですが、昨年度から資材高騰等の影響がござ

いまして、単価がアップしております。それに伴いまして約3億円、今回積算上増加しているということをごさいます、こちら記載のとおり、国が示す建築コストの積算基準が上昇したことを踏まえまして、予算計上額といたしましては、今回やむを得ないものというふうに考えてございます。

それから、屋上の防水対策の具体的な構造ということでもご質問いただいております、こちらにつきましては、施工管理の徹底と適切な維持管理が重要であるというお話をさせていただいております。これまでも山下中学校等々の雨漏りというようなお話もご指摘としていただいていたところでございますので、そういった事例ですとか、施工不良がないように、しっかりと施工管理していくということと、メンテナンス等々もしっかり行っていくということが大事であると。それから、設計上の工夫といたしまして排水口に向けての屋根の勾配をしっかりと確保しているということ等、設計段階でも万全な対策をとらせていただいているということをご説明申し上げております。

それから、今回ご説明申し上げている部分以外の事業費の総額として幾らぐらいになるのかということで、概算で約30億円程度というふうなご説明をさせていただいております。今回予算上、債務負担行為2カ年、合計で約25億円程度というお話をさせていただいておりますが、これに加えまして、今後予定しております第2期、第3期分の外構整備費、それから備品整備費等が別途必要となりまして、あらあらの、現段階での試算ということにはなりますが、プラス4億円から5億円程度見込まれるということをご説明申し上げております。

それから、外階段の設置についてということでございますが、現在設計上、平面図上、3カ所階段を設置させていただいております。消防法の基準上の避難経路としては、しっかりと確保させていただいております、万が一1カ所で火災が発生いたしましたとしても、それ以外の2方向での避難が十分対応可能ということをごさいます、こちらの対応で十分可能かというように考えております。

また、当然避難誘導等を含めた、そういったソフト面での対策といったものを我々職員一同しっかりと行ってまいりたいというように考えてございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、裏面でございますが、天井高についてご質問いただいております。1階が3.5メートル、2階2.7メートルという設計となっておりますが、1階につきましては、1フロアで奥行きがあるつくりとしているため、天井も高くし、吹き抜けも設置するなど、圧迫感を感じないような工夫をさせていただいております。2階につきましてもコスト等も考慮いたしまして、一般的なオフィスの天井高である2.7メートルとしておりますが、ハイサイド、それからルーバー天井も用いて、解放感のあるつくりとなるよう工夫しております。

それから、社会福祉協議会の移転につきましては、お互いに情報共有しながら進めさせていただいているというものでございます。

それから、外構工事につきましては、こちらは本体工事と同じ業者が行うのかということでございますが、こちらは時期も何期かに分けて行うということもございまして、同じ業者が全て行うというものではないということでございます。

それから、消防分署が来た場合に、庁舎に対して現状地に対して制約が出てくるのではないかというご質問をいただいております。こちらは、現在こちらのほうで予定しております現在地であれば問題なく、そういったことは可能であるというように考えてご

ざいます。

それから、この形でよいのかというのは、庁舎の今回の形、正方形から角を切り取ったような形とさせていただいておりますが、来庁者の方、町民の方の利便性ですとか、コスト軽減といった面から、このような形としてございます。

それから、今回新庁舎に入る職員の想定人数等でございますが、庁舎内につきましては、職員数145名ということで想定をしております。

それから、町の持ち出しの見込み2.4億円ということでご説明申し上げておりますが、一財のほうでというような話をさせていただいております。

それから、すみません。1点、天井高の点でございますが、1階3.5メートル、2階2.7メートルということで、あと議場の関係につきましても議会の皆様からのご意見等々いろいろ頂戴していたところでございまして、そちらの意見も参考にさせていただきまして、高さをフラットな形での5メートルというような高さとさせていただいております。

続きまして、もう一つの説明資料、A4横の庁舎の配置、庁舎の形状についてという資料もお配りしております。こちらにつきましては、こちら庁舎の配置と形状につきまして、再確認させていただきたいというような要請を議会の皆様から頂戴しておりますので、これまで全員協議会ですとか、常任委員会等々で説明をさせていただいたところでございますが、改めてこれまで配布させていただいた資料から資料を抜粋いたしまして説明用にまとめさせていただいたものでございます。

配置につきましては、基本設計が平成27年11月末で完了してございますが、そちらの到達線といたしまして、さまざまな配置を検討した上で町民検討委員会のほうに報告しており、また、計上につきましても基本設計案に対していただいたさまざまなご意見を踏まえて、再検討の上、角のとれた正方形に近い形に変更し、同様に、町民検討委員会のほうに報告させていただいて、いずれもご了承を得ているというものでございます。

したがいまして、すみません。こちら、既存の資料を使用しているという関係で、細かい記載について、ちょっと時点が古いものもございまして、その点につきましては、ご容赦いただきたいと思います。

1枚おめくりいただきたいと思います。

基本設計におきましては、建物の配置につきまして、こちら記載の位置とさせていただいております。この位置に決定したというような経緯につきましては、次のページに記載しておりますが、吹き出しで現状のバス運行ルートですとか、敷地内の通路の盛り換え、それから国道6号との高低差等々があると。それから、もう1枚おめくりいただきますと、すみません。ちょっと突然A4縦の資料になって恐縮でございますが、案としてA案からB案までの4つの案を出させていただきまして、今回採用したのはA案になりますが、その4つの案を比較検討するに当たりまして、検証1以下、バスロータリー、傾斜面の取り合い、住宅地の影響、それから新市街地のつながりといったような視点から検討をさせていただいたところでございます。

こういった視点とあわせまして、ページを3枚程度おめくりいただきまして、10ページ、⑩ということで記載してございます。ちょっと図面の中に数字が入っておりまして、見にくくて大変恐縮でございますが、⑩でございます。

今回平場が確保できる配置プラン、それから、敷地を南北東西に分断しないような配置ということで、こちらが一番ベトスな配置であるということで、こちらのほうを決定させていただいたというものでございます。

次の11ページのほうに配置の考え方ということで、こちらも全員協議会等々で何回か説明させていただいたかと思いますが、敷地の分断要素にならないといったところ、それから、敷地の中心ですとか、他施設との連携ですとか、そういったものを踏まえまして、この位置とさせていただいたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、新庁舎の形状でございます。基本設計の段階では、こちら丸い、ちょっと卵型といいますか、若干いびつな変形のような形でお示しさせていただいたところでございますが、こちらを直線に変更させていただきまして、正方形から角をとったような形とさせていただいているところです。

こちらにつきましては、次の13ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、この正方形から角をとったような、この形状のメリットでございますが、まず、すみません。1についてはちょっと文字について恐縮ですが省略させていただきまして、2の短い動線ということで、長方形よりもこういった正方形の形にすることで、来庁者の方の動線をそれぞれ短くするような形での配置ということにさせていただいている。

それから、3つ目に、コスト低減ということで、同じ面積でも動線ですとか、それから外周の延長といった面で、短くできると。そういった面でコスト削減、同じ面積でも長方形よりも正方形のほうがそういった面でコストを削減できるということでの設計とさせていただいているというものでございます。

それから、4番で、外周面積が少ないので、省エネですとか、将来への維持管理経費といった面からも外周の面積、それから延長が少ないということで、正方形のほうがそういった面からも有効であるということで、今回このような形状とさせていただいたところでご理解いただきたいと思います。

資料2点の説明につきましては、以上でございます。

以上、予算議案につきまして、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時30分といたします。

午後0時04分 休憩

午後1時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）議案第44号の質疑を行います。これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

10番高橋建夫君の質疑を許します。

10番（高橋建夫君）はい。歳出のページ、12ページ、附属資料のページ、11ページ、8款6項3目都市計画復興推進、これに対して約8億6,400万円ほど計上されております。これに関して、同僚議員が一昨日の一般質問の中にもありましたが、津波防災区域、2種の区域に何らかの事情により住まわれている方に対する支援が必要ではないかとい

う話があったはずですが。このように一般質問されています。

また、これらに関しては、6月5日の河北新報朝刊に関連した記事が掲載され、当該地域からの住民から同じ要望が多々出ております。

これらに関して、町長は前向きに検討するという回答をされております。私は、次の9月議会には具体的に議案として提出すべきと思うのですが、町長に伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのご質問につきましては、ご指摘のとおり、一般質問の中でもご意見、ご要望を頂戴したところでもございましたが、基本的には、繰り返しになって恐縮でございますけれども、やはり1種、2種という、その防災区域の位置づけ、制度上の整合性というものをしっかり区分けした中で、一方では、補修をされて現地で再建をしているという、その事実、これに鑑みした場合に、もう少しその支援対象となる内容を精査する中で、拡充の可能性を検討したいというふうな旨のお答えをしてきたところでございますけれども、ある程度事務的にも一定の検討を指示してきたところでございますのでですね、そう遅くない時期に一定の内容をお示しできるように進めてまいりたいなというふうに思うところでございます。

10番（高橋建夫君）はい。ぜひとも次の9月議会定例会で具現化することを強く要請して質疑を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（菊地康彦君）はい。私のほうは、歳出の10ページ、財産管理費の役場庁舎の総体的なことにつきまして、ちょっと質問させていただきたいと思います。

きょう本日第3回の町民検討委員会の質疑事項をいただいたわけですが、その中で、ちょっと私も気になっていたんですが、2番目に、資材高騰等の15パーセント上昇ということで、今までですと建物に関しては、18億7,500でしたっけ、のものが今回増額されているということなんですが、最近の報道を見ますと、オリンピック等の開催に向けて、またさらに、こういった懸念があるということなんですが、今後このさらに資材等の変動が予想されるということで認識しているのでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。今後とも恐らく議員ご指摘のような状況というのは十分考えられるところでありまして、私どもとしてもそこは懸念しているところです。

ですので、今回ご提案させていただいた内容で早急に建築工事に取りかかって、そういった資材高騰等の影響を受けない、なるべく受けられないような形で早急に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい。そうすると、その出ている部分は、やはり一般財源の持ち出しということで、そういう危険性は出てくるということでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。そういった資材高騰等がございまして、今現在財源の大部分を震災復興特別交付税のほうで賄う予定としておりますが、この震災復興特別交付税というのが国のほうで単価が決まっております、旧庁舎4,300平方メートル、それに36.1万円を掛けた金額、そこが上限となっております。ですので、今後そういった資材高騰が続くというようなことになると、もう上限をさらにオーバーしていくということになりまして、一般財源の持ち出しというのがふえていく可能性があるということでございます。

7番（菊地康彦君）はい。それから、2つ下に今回示されている以外のものも含めた事業費総額

は概算で30億円ということなのですが、さらに4億円から5億円がふえるということですが、この費用についても一般財源なのか、もしくはそういう交付金関係の補助があるのかどうか確認したいんですけども。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。今回こちらのほうでも25億円にプラスアルファということで、今後2期工事、3期工事の外構部分、それから備品整備ということでございますが、こちらについては、そういった震災復興特別交付税ではございませんで、一般財源からの持ち出しということに財源としてはなります。

7番（菊地康彦君）はい。そうすると、この辺も中期財政見通し関係にも加味した数字と考えているんでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。中期財政見通しのほうでも昨年度ローリングをかけた時点ではそういった一定の持ち出しはあり得るということでのシミュレーションは行っております。

今年度見直しといたしますか、ローリングをかけていくわけでございますけれども、そういった物価上昇がどの程度あるのかとか、そういった部分についても一定程度折り込む必要はあるかと思いますが、そういった懸念といたしますか、なるべく一般財源の持ち出しが多くならないように、工期等も含めていろいろ工夫して取り組んでまいりたいと思います。

7番（菊地康彦君）はい。前回もその辺中期見通しの関係で、総務のほうでもお伺い、議論を重ねているわけですが、やはり心配されるのは、そういう我が町の財政がということが一番慎重にならざるを得ないんですけど、これ十分に早期にこの辺は出していただかないと、不安がもっと広がるんじゃないかなと思うんですけども、でもう一つ、その下に外階段の設置ということなのですが、これは何度か私もお話させていただいています。今回の回答の中には、消防法上の避難経路は確保されているよと。だから大丈夫ですよということなのですが、今までの施設をいろいろ完成間近になってくると、最近にしては第二小学校だったり、子ども支援センターとか、最終的に消防署から入って、やっぱりつけなきゃだめだというようなことが多々あったわけですね。

そうして、追加があるわけですが、再三にわたってこの辺のお話はしているんですが、この消防法上ということじゃなくて、あくまでも消防署の確認がとれているかどうか確認したいんですけども。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。今回のこの設計図面等々階段を3カ所設けるということで、万が一の際にも2方向は確実に避難できる経路をとるということで設計させていただいております。

この内容につきましては、図面も含めて消防署のほうと担当、それから設計業者のほうと調整といたしますか、相談をさせていただいた上で、図面のほう設計を行わせていただいているところでございます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい。予算書の10ページ、今の関連です。庁舎の予定価格ですが、この前町長のお話では25億円、その前6月5日、庁舎検討委員会、町民から出ている中で、課長から30億円という金額が出てきたんですけども、これ以上上昇する……、どこまでを含めて30億円だったのか、再度確認をさせてください。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回お示しさせていただいている予算、約25億円、6

月補正の歳出と、それから債務負担合わせて25億円です。それにプラス、先ほどご説明申し上げたような第2期の外構工事、それから第3期の外構工事、それから備品といったものが大体概算で現在まだ詳細設計等できていませんので、概算になりますが、それらで4億円から5億円程度かかるのではないかとということで、これらを含めるとトータルで約30億円程度というような見込みとされているところでございます。

4番(岩佐孝子君) はい。先ほど説明がありましたけれども、資材高騰の15パーセントアップ、それも含めての5億円でよろしいのでしょうか。

企画財政課長(八鍬政信君) はい、議長。こちらの5億円につきましては、現在のところ、あくまでも概算でということですが、まだ金額としてははじいていないところでございますので、そういった物価上昇等々というところについては、まだそういったことまで正確に反映している数字ではないということでございます。

4番(岩佐孝子君) はい。先ほど2期、3期の分の外柵工事、そして備品というふうな説明がありましたけれども、2期、3期分の工事、そして備品代はどれくらいを見込んでいるのかお尋ねします。

企画財政課長(八鍬政信君) はい。概算でということで、あくまでもそのような受けとめといたしますか、というふうにしていただくと大変ありがたいんですが、今のところ備品で約2億円弱、1億5,000万円から2億円程度で、それ以外の差し引き3億円程度、2億円か3億円程度ですかね、そのあたりが2期、3期の外構工事に必要となってくる金額というように考えてございます。

4番(岩佐孝子君) はい。この中で、消防署の関係がありまして、その部分、消防署、分署がこの辺にという部分がありまして、その部分が入っているんですか。入っていない。確認します。

企画財政課長(八鍬政信君) はい。今回第1期の外構工事ということで、今の職員駐車場等で使っている部分につきましては、将来分署が来る可能性があるということで、今回は暫定的な整備を行うと。その部分については、今回の予算計上してございますが、仮に将来的に消防分署が移転してくるとなった場合には、当然一定程度の造成工事が必要になってくるかと思われまます。当然その部分については、まだはっきりした部分はございませんので、今回の予算等々については、含まれていないということになります。

4番(岩佐孝子君) はい。予算は25億円から30億円にはね上がるということでよろしいんですね。

企画財政課長(八鍬政信君) はい。はね上がるといえますか、25億円については、あくまでも今回の本体工事、それから第1期の工事、それにプラス必要となってくる分で4億円から5億円かかるということで、はね上がるといえますか、その分必要な部分はその程度将来今後出てくるということでございます。

4番(岩佐孝子君) はい。総予算というのは、1期から最終まで含めた予算が総予算と私は解釈しているんですが、今回だけ1期分だけが総予算というふうな受けとめなんですか。それでよろしいのでしょうか。

企画財政課長(八鍬政信君) はい。総予算の受け取りといえますか、今回の役場の全体の整備計画として、総事業費としてはそういった30億円程度かかるということにはなるかと思いますが、今回予算、6月補正予算として計上させていただいている歳出と、それから債務負担の分、それについてあくまでも本体工事と第1期の外構等々のみの部分で25

億円というようなことでの解釈といたしますか、数字の捉え方ということになります。

4番（岩佐孝子君）はい。再確認をします。全てで30億円ということでもいいんですね。1期から3期、備品を含めて約30億円という解釈で、今回はその中のということ、ということをお私に確認しているんです。総予算といたら、その事業が始まって、最終までじゃないんですか。それが総予算と私は解釈するんですけれどもというお話をさせていただいているんですが、違いますか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。要するにそうですね。今回の部分については、全体の整備計画、30億円の中での内輪といたしますか、本体工事1期の外構等々ということで、その内輪ということになります。

4番（岩佐孝子君）はい。そうしますと、今回出された25億円、建設をして、いざとなって、維持管理に入りますけれども、維持管理費は幾らくらいを見込んでいるんでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。維持管理費につきましては、現在正確に、例えば電気代が幾ら、光熱水費が幾らというふうに、個別にそういったものを出すということは、非常に現段階ではなかなか難しい状況です。

一般的な、我々が県内各所の新しく建てられた庁舎等々視察させていただいた際に伺った限りでは、おおむね今回の、今回といたしますか、建築費の1パーセントから2パーセント、それぞれ役場の庁舎のスペックによって恐らくは違うと思われまますけれども、そういった金額でということをお伺っております。あくまでも参考値ということになるかと思えます。

ですので、今回も物価上昇等々ということをおある程度考慮しなければいけないですけれども、一定の目安といたしますか、参考値としては、建築費の1パーセントないし2パーセント、そういったことを参考値として考えるということは可能かと思えます。

4番（岩佐孝子君）はい。維持管理費を安価にというようなことで説明があったわけなんですけれども、ここからすると、それが数字も示されないまま、公共施設管理計画等に反映させていくこともありますし、中期財政見込み、見通しについてもそれが含まれるのではないかと思いますので、きちんとしたものを示さなければいけないと私は思うんですけれども、その辺についてどのように考えていますか。町長、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員ご指摘のように、極力いろいろなものを早目早目に把握しながら、計画的にやるというのがセオリーですね、基本でございますけれども、すべからくある時点でそれを表に出してというのは現実難しい状況がございまして、どこの自治体でもまずは実施設計、建物の実施設計を固めて、建築に着手をしながら、オープンまでにそういう維持管理費を精査を、熟度を高めていくと、そういうやり方が一般的だろうというふうに思います。

そういう中で、今担当課長が申しましたように、これまでの他の自治体等での取り扱いを参考にしながら、一つの目安となる建築費に対する一定の割合というふうなことで当面はそれをベースにいろいろなものを管理していかざるを得ないだろうというふうに考えているところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい。けさ出させていただきました資料の中に、一番最後、外階段の設置についてということで、消防法基準では経路は確保されているということなんですけれども、2階にはほとんど会議室とか、職員だということなんですけれども、来庁者も想定できると思うんですけれども、来庁者は何人くらいを想定していますでしょうか。

そして、職員数は。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。来庁者の方につきましては、具体的に何名程度というのは具体的な数字としてこうというのはありませんけれども、例えば基本的に2階のほうには管理部門が執行部としては配置されておりますので、余り来庁者の方の訪問というのはそれほど多くはないであろう。ただ、議会部分がございますので、その議会開会中につきましては、傍聴者の方がいらっしゃいますので、その傍聴席に合わせた、最大人数の方がいらっしゃるというふうには想定はしております。

4番（岩佐孝子君）はい。数字的には何人くらいを想定しているのか。そして、避難に要する時間は何分くらいなのかをお尋ねしたいと思います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。避難に要する時間につきましては、すみません。ただいま手元に何分というような具体的な数字というのはちょっと持ち合わせてはいないんですけれども、当然今後そういったものも踏まえながら、あとソフト対策ということでも申しあげましたけれども、避難訓練等々を行う中で、消防署等のアドバイスをいただきながら、そういったことはしっかりと避難計画ですとか、そういったものを作成していく中で、しっかりと検証をしてみたいというように考えております。

あと、来庁者の人数ということでございますけれども、先ほども申しましたように、例えば議会の開会時期ですとか、そういったことによって、1階に比べるとやはり変動というのはかなり大きいかというふうに考えております。

ですので、具体的にすみません。ちょっと今傍聴席何席というのがちょっと今すぐ出てこないんですけれども、仮に傍聴席が30席であるとするれば、最大で30人ということになるでしょうし、ちょっとそのあたりの数字については、具体的に何名というのは、ちょっと今申しわけございません。ご説明ちょっとできる数字的な部分については、できかねるところはちょっとございます。

4番（岩佐孝子君）はい。資料の2ページ、その中に、庁舎内から防災対策室に入れない場合に、外から進入できるようにということなんですけれども、外から進入ではなくて、内部から外部へ避難するための非常階段を設置するための、そういうふうな計算はなされたことはございますでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。2ページ目のこちらの外から進入できるようにという、こちらの記載でございますけれども、ご意見としてあったのは、仮に火災等があった際に、2階のほうに防災対策室がございますので、そちらのほうに戻って指揮系統等々しっかりしなきゃいけないのではないかなというようなご意見がございました。それは、余りに危険だということで、基本的にそういった、外から中に入るとことでの、外階段を設けるというのは現実的には、それは難しいというか、やるべきではないという記載です。

逆に、議員ご指摘のありましたような、中から外に逃げる際に外階段が必要ではないかというふうにご意見としては承りますが、こちら、前段の部分の、こちらの説明でも記載させていただいておりますが、3カ所設けさせていただきまして、仮に1カ所を1つの階段の付近で火災が起きたとしても、ほかの2カ所、2方向でそれぞれ別途、1カ所だけではなくて2カ所、別途避難経路を設けているということでございますので、そちらのほうで対応可能だというふうに考えてございます。

4番（岩佐孝子君）はい。この階段を設ける、設けなくてどれくらいの予算の違いなのか、比較はしてみたことはございますか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。具体的に、外階段を仮につける、つけない。こういったものをつけるかというのはあろうかと思えますけれども、基本的に我々としたこの内部の3つの階段で十分であるというように考えておりましたので、その比較、コストの比較計算ということは行ってはございません。

4番（岩佐孝子君）はい。つばめの杜保育所、そして第二小学校も消防で点検を受けながら、オーケーと言っているながらも、最終的には補正をして予算をつけました。そういうことは絶対あり得ませんか。大丈夫でしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。こちらの件につきましては、我々といたしましても消防と綿密に相談させていただきながら進めておりますので、追加での設置等々については、ないものというように考えてございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい。基本的なことについてお伺いします。まず、きょうの説明資料、2部いただきましたが、なぜきょうだったのか。もっと早くこれいただけなかったのかどうかについて、まずお伺いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。まず、1つ目の町民検討委員会の第3回の質疑事項ということでございますが、こちらにつきましては、前回5月22日の全員協議会におきまして町民検討委員会の皆様への説明責任を果たしなさいというようなご意見を議員皆様から頂戴いたしました。私どもといたしましてもそういった必要性というものは痛感いたしましたので、6月5日、改めて経緯、それから今回の予算の内容等々についてご説明を申し上げたところでございます。

こちらの中身につきまして改めて我々執行部のほうからこの町民検討委員会の第3回の意見の内容についてはしっかりとご説明申し上げる必要があるということで、きょうお示しさせていただいたところでございます。

もう1点目の配置とそれから庁舎の形状の点でございます。こちらにつきましてもこれまで総務民生常任委員会、それから全員協議会のほうでもたびたびご意見、こちらからご説明させていただき、ご意見をいただいていたところでございます。今回改めて第3回の町民検討委員会を開かせていただきまして、そのあたりの議論も踏まえて、振り返りといいますか、今回お示しいただいたのはあくまでも町民検討委員会、第1回、第2回を通じて町民の皆様からご意見をいただいて、ご了解をいただいているものということで、我々としては考えておりますので、そのあたりの経緯経過も踏まえてという、お話といいますか、そういったことも議会のほうから頂戴していたというところもありまして、改めて既存の資料ではございますが、改めてお示しさせていただいたという経緯でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。説明資料というふうな中に、「基本設計（平成27年11月末）終了時の到達点」というふうな文言がございまして、ここの段階で基本設計が終了しているというふうなことと同時に、我々の議員の始まりがここで、このような説明をされて、今の説明ですと、第3回町民検討委員会というのが6月5日にあったわけですが、第1回の町民検討委員会というのはいつだったんですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。第1回の町民検討委員会につきましては、平成28年の2月に第1回を開いております。その後第2回を平成28年の7月に開いてございます。この第2回の検討委員会におきまして、配置の件、それから形状の件、それから各部屋

の配置、平面計画のほうについて検討委員会においてご了承いただいたという経緯でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。それでは、再度もう一回確認させていただきます。町民検討委員会という名称で構わないんですね。庁舎等建設とか、正式名称は何ていうんですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。正式名称は、すみません。ちょっと今正式名称は手元にすぐ出てこないんですけども、名称としては町民検討委員会、前段に山元町役場新庁舎検討というのはつくかもしれないですけども、町民検討委員会ということで、あくまでも町民の皆様からのご意見を頂戴するという趣旨で設置した委員会でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。としますとですね、私が議員になったのは、というか、このことに携わったのは、27年の11月からですが、これ以前にはこのような検討はされているんですか。町民とか議員と。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。町民検討委員会につきましては、それ以前にも平成27年11月以前ということになりますが、それ以前にも、例えば職員間のワークショップですとか、それから住民に対する説明会、ワークショップ、そういったものも平成27年の11月年以前には随時開催させていただいたところがございます、例えば、あと区長会が行われた際には、その際に説明をさせていただくですとか、この町民検討委員会の取り組み以前にもそういった町民の皆様からご意見をいただくような機会を設けさせていただいたところがございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。ただいまワークショップというふうな話でしたが、南保育所等々のことについてはワークショップ何回かありましたが、そのたびについては事細かにどういうふうなことを希望する、どんなものを希望するのかというふうなことから始まっているんですが、この庁舎については、そのような、基本的なスタンスのところからのワークショップというのは開催何回くらいありましたか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。ワークショップにつきましては、基本設計を業務委託として出している段階で、その期間中に開催させていただいたところで、当然何も材料のないところでいろいろ議論を深めるということもなかなか難しいかと思われしますので、一定程度今回の実施設計、基本設計の委託におきましては、プロポーザル方式で委託業者を決めまして、その中で、プロポーザルで示されたものをベースといたしますか、そういったところから随時ご意見をいただきながら、形にしていったといたしますか、そういったご意見もさまざま伺いながら、何も材料がないところから始めるということも難しいかと思ひまして、そういったところから始めていったというところがございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。現在の業者を選定するために、プロポーザル方式をとったというふうなお話が今ありましたが、いや、プロポーザル方式をとるためには、公募する前にこのような方向でこのようなものだというふうな大まか、概略を示して、いわゆる公募する必要があると思うんですが、その公に公募するときに、いわゆる材料となるものをどのような形でそれではつくったんですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。プロポーザルを出す前に、平成25年度の12月に基本構想、役場庁舎の基本……、建てかえといたしますか、新庁舎を建てるに当たっての基本構想を策定しております。その基本構想の中で、すみません。ちょっと今すぐ出てこないんですけども、6つほど基本方針といたしますか、そういったものをコンセプトとして掲げてございまして、そちらをもとにプロポーザル等々検討材料としてベースに考えていっ

たというところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。というふうな方法ですっと進んできまして、27年11月以降、3回だけの町民検討委員会だけでよかったのかどうか。このことについては、町長、どう思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この手の開催の頻度、回数、これは回数の問題じゃなくて中身の問題だろうというふうに思います。もちろん、設計でこれだけの大きな施設規模のものでございますので、設計のほうもそう簡単にでき上がってくるというふうなものでもございませんので、そういう中でございますけれども、住民なり職員なり、要所要所で議会なりというふうなことで、相当数のご意見、ご要望を集約、総括をして今日に至っているというふうなことでございますので、いつかも言ったかと思うんですけども、この25年度から29年度まで4カ年かけて、この計画、設計を検討してきたというふうなことで、相当の熟度が上がってきたんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。ただいま説明で4カ年かけて熟度が上がってきておると。私も部分的にはそういう面もあるというふうに感じておるわけですが、やっぱり他市町村から比べると、この合意形成過程の手法に問題はなかったのかというふうな危惧が多々あります。

例えば、私が議員になった当時、いろいろなことを聞いたことには、この役場庁舎、この地域に場所に、いわゆる産直施設とか道の駅も含めたとか、それから消防施設も含めた段階からスタートして、いろいろな形で変わってきておるわけですね。その都度、その都度変わってきているものをきちんと、きちんと住民とか家に説明してきたのかという、多少疑問があるわけです。

つい最近になって、いわゆる消防署がこの高台というか、この位置に来る可能性もあるんだというふうなことがわかったというか、私自身はわかりました。それまでは、庁舎の位置、配置、もっと私は6号線側に下げてもいいんじゃないかというふうなことを思って、ずっとそのことを話をしてきたんですが、結果的に消防署というふうなことがあったんですけども、消防署の予定については、検討委員の方々には最終段階で話をしているようですが、これは了承はいただいているわけですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。こちらにつきましては、今回第3回の検討委員会のほうでご説明をさせていただきまして、了承いただいておりますが、特にご意見、ご異論等はいただいているというふうには考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。検討委員の方々にも話をして了承していただいているというふうなご回答でもありました。

ただ、いろいろな、その声は一般の町民とか何かにはまだまだ届いていない。これからそれは予定なので、消防署の分署が来るかどうかというふうなことはわからないこともあるわけですが、そのわからない段階で24、5億円の予算つけて、最終的には30億円を超える予算をつけて庁舎をつくる。私は庁舎ぜひ必要ですし、早急につくってほしいと思っているわけですが、そのつくるステップ、話し合いにおいて、いろいろな問題があると思うし、町民の合意形成をしっかりやっていったほうが良いと思って質問しているわけですが、町長は町民との合意形成は十分というふうに判断なさっていますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。合意形成ということでございますけれども、確かに最近では消防署の問題もありましたし、あるいは以前では産直施設、道の駅の絡みについても遡上に上がっ

てきたというふうな経緯があります。

それは、とりもなおさずいろいろな問題意識なり、問題提起があった、私は一つのあらわれじゃないかなというふうに思っています。

理想は、先ほど来からお話ししているように、これだけの広い敷地でございますので、その有効活用を図るために、全てを一挙に整備できれば、それは理想かもしれませんけれども、現実には予算との関係なり、候補になっている施設の整備のタイミング、消防署であれば、建物の耐用年数、老朽化の問題とか、いろいろな問題がございますので、全てを一挙に整理して進むというのは、これはちょっと至難の技であろうというふうなことでございます。

少なくとも、可能性として本町としてどういうものがこの土地の敷地の有効利用につながるのかという議論は、一定程度私はこれまで進めてこられたんじゃないのかなというふうには思います。

5番(伊藤貞悦君)はい。一定程度進んできたことをやっぱり私は町民だよりとか何かに載せて、早目早目に伝えていく必要があるんだろうなと。ただ、危惧の念を持っているのは、中央公民館、そのところに健康センターがあるわけですが、まだ健康センターシステムの配置とか、いわゆる役場のある場所の配置図とか、将来予想図とか、そういうふうなものが私はまだ頭の中でイメージできていないものですから、そういうふうな危惧の念を持つのかもしれませんけれども、やっぱりそういうふうなことから言うと、もう少し丁寧な親切、懇切丁寧な説明をしたりなんかしていく必要があったのかなと思いますし、それから、検討委員会の答えの資料に、いわゆる1平方メートル50万円というふうな単価が出ていますが、坪にするとやっぱり我々一般庶民が持っている感覚とは多少違う。多少というか、大分違うなと感じを受けないわけでもないわけですね。

今回の庁舎は、鉄筋コンクリートではなくて、鉄骨でしたよね。というふうなことからいうと、ちょっと高くないのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。平米当たり当初は50万円ということで、今回はその資材単価の高騰等で15パーセント高くなっているというような予算立てとさせていただいております。

その単価が高いかどうかということでございますが、今現在かなりそういった震災後の資材高騰等の影響もありまして、やはり一般的なこういった建物についてもまだ現在も単価的には上がり続けているというところではございまして、この平米当たり50万円なり、その15パーセント加算分について、それが現在の市場の単価といたしますか、建設費から見てそれが高いということまでは言えないものというように考えてございます。

5番(伊藤貞悦君)はい。私の感覚から言うと、坪150万円以上というふうな感覚ですよ。だから、一般的には高くないのかなと思ったりもするわけですが、一般住宅とは違うんだと言われれば、それまでですが、でも銀行とか、病院とかと比べて、庁舎というのは、そんなにあれなのかなと思ったりもするんですが、その辺の感覚はいかがですか。

町長(齋藤俊夫君)はい。まず、改めてご認識いただきたいのは、確かに我々一般的な横並びというか、いろいろな議員おっしゃるような事務所とかですね、いろいろな建物の種類によっての横並び、これはもちろんでございますけれども、役場庁舎といたしますか、自治体のこの行政庁舎というものは、防災拠点でございます。大災害時に本当は壊れてならない

といいますか、機能を発揮しなくちゃならないのは病院であるとか、警察であるとか消防であるとか、行政庁舎でございますので、そういう部分については、一定程度のより堅固なものなり、一定の機能をそこに付与しなくちゃならないという部分がございますので、勢い単純なオフィスなりとは比べられない部分も出てくるんだろうというふうに思います。

それから、50万円からのアップの関係につきましても、資料でお断りさせてもらっているように、あれはやっぱり物事を進めるときには、何か一つ参考になるよりどころを求めて、そこからスタートするわけでございますのでね、もしそういうふうな数字にこだわられるのであれば、初めから数字は出しませんよというふうなことにしかならないわけでございます。それでは話にならないので、やはり庁内で最近完成した建物などを参考にすれば、おおむねこの程度は必要でしょうかねという、仮置きでスタートしているわけでございますので、そういうこともぜひこの機会にご理解いただきたいし、我々も当然他の自治体での、特に被災地でのこの庁舎のたぐいの再建なども勉強しながら、ここに至っているというようなことでございますので、もろもろの点でご認識をいただければ大変助かるなというふうなことでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。今の回答は、基本的にはこれは目安、いわゆる何か仕事、事業を始める場合の目安とか、指針が必要なもので、それをあらわすためのものだというふうなことです。が、ややもすると、この目安とか、そういうふうなものがひとり歩きをしてしまっ、それがベースになってしまうことが多々なきにしもあらずなわけですね。

そんなふうなことで、私はこれが最低になってしまうと、ここから上がるしかないわけ。その下にちゃんと書いてあるんですね。読んでみると。軽減も期待しているもの、これはあくまでも期待ですので、やっぱりここからこれ以上下がる、これから下げるといことはなかなか厳しいんだろうなと思っているんですが、上がるしかない。そういうふうなことも含めて、やっぱりより多くの町民含めて、みんなの合意というのが必要だったのではないかと。

そのためにも資料とか、いろいろなことをもっともっと早目早目に出して、いろいろな形でPRをして、よりよい庁舎をつくるべきだったなと私は思って、今発言をしているわけです。

この仮設の庁舎で仕事をしている方々の状況を見ると、一日も早く私も庁舎をつくってあげて、仕事をしていただければなと思っているわけですが、やっぱりつくってしまうと50年はそのままだま使わざるを得ませんので、より慎重にというふうな意味で意見を申し上げております。ですので、これからいろいろな形でいろいろな進め方あると思うんですが、やはり早目早目に資料とか、いろいろなことを公表していただければというふうに考えております。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。資料等の提出と、それから情報の提供のあり方といたしますか、そういった面でのご指摘といたしますか、と受けとめました。

我々といたしましてもそういったことに今後留意しながら、事業の進捗といたしますか、そういったものをしっかりと管理して情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（岩佐哲也君）はい。それでは、この今議題になっております議題第44号の補正予算の中

で4点ほどについてお伺いしたいと思います。

まず、ページの若いほうから行きたいと思いますが、10ページ、ただいまもいろいろ議論になっておりました財産管理費、2の1の5、今までと議論されたことにつきましては、私はもう重複することは質問いたしません、別な角度から、この財源、12億2,500万円ですか、全体では12億5,070万円ということになります、この財源が一般財源として8億3,510万円。まずこの中身ですね、先ほども話出ていましたが、従来面積に36.1万円かな、掛けて算定してましたと。それが15億5,000万円だと。その半分を2年間にやるので、半分をここに入っているという見方でいいのかな。いわゆる8億3,500万円のうち7億7,700万円ぐらいが国から補填される15億5,000万円の2分の1ですよということで見えていいのかな、まずお伺いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。震災復興特別交付税の金額についてはご指摘のとおりでございます、15億5,000万円の約半分ずつをそれぞれ29と30で配分しているということでございます。

1番（岩佐哲也君）はい。そうしますと、ここに出ています8億3,500万円との差、5,600万円ぐらいですね。5,600万円ぐらいかな。これは、町の持ち出しという形になるのか、それとも別な交付金ということになるのかどうか、その辺の確認。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。今回の議案書にございます一般財源の金額と、それから先ほど申し上げた震災復興特別交付税約7億5,000万円の差額でございますが、そちらにつきましては、財源としては町からの一般財源、持ち出してということになります。

内訳といたしましては、臨時駐車場、中央公民館の南側にありますが、そちらの暫定整備を行うということで1,000万円程度、それから、第1期の外構工事の部分、その部分で約5,000万円程度、それから、施工管理の業務委託料ということで、約400万円、それから備品の調査委託料、今回適正な備品を配置するというので、そういったことでの検討、委託する予定でございますが、そちらに200万円程度ということで、そういった部分につきまして持ち出しが発生しているというところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい。今の数字、概算足しますと6千5,600万円、700万円ぐらいになるのかなと、今説明いただいた額。足しますと、一般財源そういうことにはなりますが、もう一つ特定財源で地方債4億1,560万円、これがいわゆる充当率100パーセント、補助率70パーセントという復興再建の対象になるということだろうと私は思っているんですが、そうでいいのかな。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。こちらの今回上げております地方債につきましては、ご指摘のとおりでございます、被災施設復旧関連事業債というもので、充当率100パーセント、交付税措置70パーセントの起債となっております。

1番（岩佐哲也君）はい。そうしますと、この地方債のほうの30パーセントということになりますと、1億2,400万円ぐらいが町の持ち出し。プラス先ほどの一般財源のほうからも約1億円ぐらいかな、合計で2億4,500万円ぐらいが町の持ち出しと、現時点でという形になると。あと、先ほどプラス、今のところは25億円に対しての見通しですか、これから5億プラスになると、例えば2期工事、3期工事という説明ありましたけれども、それは4億円から5億円と。これらの財源といいますか、補助というのがあるのかなのか、その辺の確認。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。今後予定しております備品、それから2期の外構工事、3期の外構工事につきましては、震災復興特別交付税の対象とはなりません、ここは一般財源の持ち出しということに今後なっまいります。

1番（岩佐哲也君）はい。そこで、この前の私の一般質問でさせていただきました過疎債ですね、これも充当率100パーセント、交付補助が70パーセントと。こういったものを使っていくと。これは先の話でしょうけれども、そういった考えというか、方法はないのか。いろいろ理由をつけて引っ張り出すということが可能性がないのかどうか、ちょっと確認します。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。過疎債の充当につきましては、ちょっと要件等確認しなければならないというふうには考えておりますが、その他今過疎の計画策定しておりますが、ほかにも過疎債を充当して行すべき事業と申しますか、そういったものも今後出る出てくる可能性があると考えておりますので、それらとの優先順位と申しますか、そういったものを勘案しながらということにはなっと思っています。

1番（岩佐哲也君）はい。この補正予算に戻りますが、要するに、この交付金を使うときに我々も基本設計がいつまで、実施設計はいつまで着工しなければだめですよということで、27年度中に実施設計を立案して進めなきゃならないという一種の条件みたいな、交付対象の条件みたいな、もちろん完成はいつまでとかという条件もあろうと思うんですが、この対象として、今交付金申請、何次かでとっていると思うんですが、これの条件みたいなものがあると思うんですが、それをちょっと確認させていただきたい。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。我々のほうでこの庁舎の建設計画を立てた際には、平成27年度中の実施設計の着手というのが条件となっございました。

その後、情勢の変化と申しますか、国の方針の変化と申しますか、そういったものがありまして、その着手要件というのが現在はないというふうには伺っております。ただ、復興財源の活用につきましては、平成32年度までというふうには決まっておりますので、当然全ての事業をそこまでに、そういった震災復興特別交付税なり、先ほどの被災施設復旧関連事業債の活用にあたっては、そういった事業完了する、その期限と申しますか、そちらのほうで終期としては決まっ来ているというふうな状況であるというふうにご考えてございます。

1番（岩佐哲也君）はい。次に、2点目の質問に入らせていただきます。

11ページの農林水産事業費の1項農業費の9目、農業復興推進費2,643万2,000円、附属資料の7ページになりますか。これらの土質改良のための堆肥や土壌改良材を投入ということですが、3件ほどありますが、これの明細わかれば、どこにどれぐらいと、それぞれ規模も違うし、条件も違うと思うんですが。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。ちょっと背景からお話しさせていただきます。条件としましては、沿岸部において被災した農地に関しましては、農地災害復旧あるいは圃場整備事業で農地の整備を行って来ました。これらの圃場、いわゆる被災した圃場で被災した農家が経営を再開するにあたって地力が弱いところについては、東日本農業生産対策交付金というふうなものを投入して、営農再開して来た経緯がございます。

ところが、単年度の資材を投入しただけでは、なかなか地力が回復しないというふうなものが現状ありまして、これは実は山元町だけではなくて、宮城県全域でこのような

状況に陥っているというふうなことから、このたび宮城県が独自で一旦この東日本農業生産対策交付金を使って堆肥投入したところについては、プラス2年間県がある程度支援しようというふうなものが事業のまず内容になってございます。

しからば、これまで本町においてどれだけの経営体がこの東日本農業生産対策交付金に取り組んできたかというふうになりますけれども、実際に、27年度と28年度取り組んだ経営体については、附属資料に記載のと通りの3経営体になりまして、この3経営体に対して29年度、今年度、今回予算要求させていただいておりますのが、上からいきますとまず株式会社やまもとファームみらい野さんで、面積ベースでいきますと77.4ヘクタール、そして、農事法人磯浜さんで12.3ヘクタール、最後に、山元いちご農園株式会社さんで4.7ヘクタールというふうな内訳になってございます。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい。とりたててここがどうということはないですが、我々今までのあれを見ていくと、この3自治体に非常に手をかえ品をかえという語弊がありますが、いろいろな意味の補助が手厚い補助があるのではないかという印象からの単純な質問なんです。このヘクタールはわかりましたが、2,643万2,000円の内訳、それぞれにどういう配分になっているのかと。最初金額出れば、じゃ広さはどうですかと聞く予定だったんですが、広さは言っていたので、金額のほうを逆にお尋ねします。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。まず、補助率なんです。事業費の50パーセントが上限になります。かつ、10アール当たりの上限が2万8,000円というふうな金額がございまして、補助額ベースで申し上げますけれども、同じように、上からやまもとファームみらい野さんで2,167万2,000円になります。続いて、農事法人磯浜さんで344万4,000円になります。最後に、山本いちご農園さんで131万6,000円というふうなことで、先ほど岩佐議員からありました、この3経営体に偏って見えるというふうなお話ありましたけれども、実は、東日本農業生産対策交付金もこの交付金もそのいわゆる要件を満たす経営体というふうなものから仕分けしていきますと、どうしてもこの経営体というふうなものが常に出てきて目立つのかなというふうにありますけれども、どうしても国なり県の要綱、要領に合わせて仕分けをすると、こういうふうな経営体が上がってくるというふうなことをご理解いただければよろしいかと思えます。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい。どうしても大規模というか、経営体がないので、ここに集中するということはわかりますが、効果が上がるような使い方なりしていただければ結構なわけで、それなりの実績を上げていただくということで、チェックやら結果のフォローもしっかりとしていただきたいなということを思います。

そこで、次の質問に入りますが、同じく、その下、11ページの下の農業水産の漁港の振興対策ですか、6.3.3、附属ページの8ページになろうかと思えますけれども、この中の一番下、附属資料の一番下の説明にあります1,500万円、これの中身が先ほども何か前倒しなあってという計画の話はいただきましたけれども、中身は何だったのか、ちょっとよくわからない。何のための1,500万円、何をするための1,500万円、ほかの舗装だとか何かというのは聞きましたけれども、この内訳をちょっと確認、教えていただきたいと思えます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。お答えします。漁港施設機能保全事業の中身につ

きましては、今後磯浜漁港、今回の震災後復旧進めておりますけれども、ここの整備が終わりましたら、維持管理をしていく必要がございます。維持管理にも非常にお金がかかると思うんですけれども、そういった補助も国の補助対象となつてございます。

ただ、国のほうの施策としまして、この漁港ごとの機能保全の計画書を策定しなければ、そういった維持管理のほうに国のほうの予算の補助対象にならないといったことになつてございまして、その今後も磯浜漁港の管理計画、何年度にどういったものを修繕していくかとか、そういった計画を立てるといふような計画になつてございます。

それが本来であれば来年度実施する予定だったんですけれども、国のほうで前倒して今年度実施という形での補正予算の計上となつてございます。以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい。漁港の維持管理のための調査費用という形ですかね。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。13 ページの10 款教育費、中学校費の中の2 目教育振興費1,963 万8,000 円、これについてお伺いします。これは、15 ページですか、附属資料の15 ページになろうと思ひますが、カウンセラーで何か緊急スクールカウンセラーという、緊急というのは、そのときそのときの随時と臨時ということなんでしょうけれども、これ1 つは、なぜこれ補正で今出てきたのか。本来であれば、年度当初ぐらゐに出してくるべき問題かなというふうには認識しているんですが、このまゝ今になつた理由、今回の補正になつた理由をちょっと伺ひます。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。こちら、今回の補正になつた理由なんですけれども、これは国からの交付金事業でございまして、今年度の3 月に申請してございまして、内示を受けたのが3 月の末だったものですから、今回の事業というふうなことで、事業の実際は4 月からの予定でございまして。以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい。多分そんなことだろうと思ひます。わかりました。

それで、1,900 万円といったら人件費だと思ひます。スクールカウンセラーの。それ以外の資料だとか何かあるかもしれませんが、結構な金額だと思ひますが、これはカウンセラー何人で、あるいはカウンセラー受ける人を何人に想定して1,900 万円という、あるいはカウンセラーの何回やるとか、月何回とか、その辺のベースになる数字ちょっとあれば教えていただければ。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回の緊急スクールカウンセラーの事業内容でございまして、こちらは、昨年もこれまで震災後行つていた事業で、各中学校のほうに緊急スクールカウンセラーというふうな形で、被災した子供たちの心のケア、それで学習支援というふうな形で、毎年行つておりました。

それで、今回の主な内訳なんですけれども、約人件費で1,400 万円ほど予定してございまして。で山下中学校、こちらは、一応3 名の配置、それから、坂元中学校には2 名の配置というふうなことで、そのほかに、補助員としまして、ちょっとすみません。人数が坂元中学校、こちらについては補助員も含めまして4 名、それから、山下中学校、こちらについてはスクールカウンセラーというふうな形で、延べ6 名、こちらを日中の授業の人員として配置する予定でございまして。

そのほかにも、放課後の学習支援とか、それから、夏休みとか冬休みの休み期間中の学習支援、それから平日とかの時間外になりますけれども、夜間の学習支援などという形でも幅広く今回行ふ予定としてございまして。以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい。山中に補助員も含めて6 名、坂中は4 名、合計10 名ということで、

これ常時あるいは小学校にはなくて、中学校だけということなんですかね。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。こちら、主に日中の活動については、中学校メインでやっております。

中央公民館とか坂元公民館で夜間行っているものにつきましては、中学生に限らず、小学生も参加できるというふうな形で行っております。以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい。心のケアの問題とか、県も非常に力を入れて、仙台の例じゃありませんけれども、いじめの問題とかあるので、こういった専門員を配置、専門家を配置していろいろアドバイスいただくというのは、非常に大事なことだと思います。

生徒に限らず、先生も大分悩んでいる部分もあると思うので、先生のカウンセラーもあるいは、カウンセリングもあるいは必要かもしれません。

そういったことで、反対するわけではありませんが、こういったことをぜひ有効にあげします。

最後にあげますけれども、この財源、1,900万円というのは、先ほどたしか国庫補助金全額というふうな説明をいただいたんですが、その確認だけちょっとさせていただきましても、町での持ち出しとか補助とか、そういったものは一切ない。あるいは関連で人件費とか、こういったものはここから出るけれども、それに対する設備をするとか、あるいはその関連の機器を備えるとか、そういうことはないのかどうか。必要ないのかどうか、ちょっと伺います。確認します。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。こちらにつきましては、先ほど説明したように、全額100パーセント国の交付金で賄えるというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

あと、先ほど私ちょっと人数の関係でちょっと訂正をさせていただきたいというふうに思います。山下中学校の日中6名の配置と言いましたけれども、3名の配置でございました。申しわけございません。よろしく願いいたします。（「結構です。終わります」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

11 番（橋元伸一君）はい。前にちょっと戻ってしまうんですけども、私も10ページの新庁舎について、数点お伺いしたいと思います。

まず1つ目なんですけど、先ほども何度か言葉出てきたんですが、入札するときのプロポーザル方式と。プロポーザル方式というのは、金額だけではなくて、事業内容と申しますか、今回の建物でいいますと設計内容とか、そういうものを加味した形での入札だと思うんですけども、それというのは、一度決まってしまうたら中身は絶対変えられないという認識でよろしいのでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。プロポーザルの企画提案の段階の図面と申しますか、そういったものは、あくまでもその段階のもので、また別途こちらから基本設計等を行うに当たって、いろいろと意見なりなんなり、そういった要望を出しながら、基本設計を行っていくということになりますので、プロポーザルで企画提案した段階がそれが全てまるまるということではなくて、その後基本設計でしっかりと基本設計の段階で住民の説明会ですとか、あとワークショップ、それからあと庁舎内でも職員の検討会等々設けさせていただいていますが、そういったものも反映させながら、基本設計、それから実施設計ということになりますけど、そういうふうに進めてきたということでございます。

11番（橋元伸一君）はい。私の質問、ちょっと確認の意味での質問が多いので、次に、この消防署との関係なんですけれども、分署、先ほどこれ出していただきました資料の中の4つ目のところ、事業費のところ、第2期と第3期分の外構整備や何かで4億円から5億円プラスになるので30億円になるんだという説明がありましたが、それと1ページめくった消防分署のところ、一番下のところに1期分の東部の敷地に対して再度工事が必要となるので、暫定的な対応も考えていますと。ここは1期という形になっているんですが、その4億円、5億円の工事費用というのは、分署ができるかできないかというか、分署をつくる場合に多分あそこの土手削ったりとか、いろいろ出てくると思うんですけれども、そういうことがあるから、このぐらいかかるという認識でよろしいのでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。第2期、第3期の部分につきましては、場所としては、第3期については、現在この第1仮庁舎ですとか、それから第2期の部分については、現在社協等が入っている建物ですとか、その南側の駐車場の位置になりますが、こちら、あくまでもそのスペースの部分の工事ということになりまして、仮に消防の分署がこちらのほう、以前ご提出していただいた図面のほうに6号沿いの北側の部分ですかね、そちらに示させていただいておりますが、仮にそちらに移ってきた場合の該当部分の造成ですとか、そういった部分の工事費等々については含んではいないということになります。

11番（橋元伸一君）はい。ということは、もし分署があそこに建設されるようになった場合には、さらにまたプラスになるという考え方でよろしいですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。そうですね。分署が移ってくるとなりましたら、当然その建設費及びプラスそういった造成工事というものは今回お示しさせていただいたものとは別途必要になってくるということにはなります。

11番（橋元伸一君）はい。それでは、新庁舎と分署に関しては、計画はあるけれども、まだわからないので、別々で考えているということでもよろしいですね。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。その分については、今は別個切り分けて考えてございます。

11番（橋元伸一君）はい。今の件に関しては了解です。

あと、一番最後のところの持ち出し分のところに2億4,000万円ですかね。一般財源という見込み、多分これも見込みだと思うんですけれども、ありますが、これは25億円で計算した場合の金額でしょうか。それとも30億円で計算した場合の金額でしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。こちらにつきましては、2.4億円というのは、本体工事の23.5億円、そこから震災復興特別交付税が15.5億円ございますので、そちらを差し引いた残り8億円に対する起債する8億円に対する30パーセント部分の持ち出しということで、事業計画全体の30億円に対するものということではないということでございます。

11番（橋元伸一君）はい。それから、先ほどの建物の坪単価なんですけど、高騰分を入れずに50万円ですかね。平米50万円ということで、プラス15パーセントですよ。国からの旧庁舎の分の補償といいますか、いただけるのが先ほど言ったのを聞きますと36.1万円ということで、その差額分というのは、先ほど町長が説明した、拠点となるため

にそれなりの頑丈な建物をつくらなくちゃいけないというか、一般の建物とはやっぱり比較されてはという話が先ほどあったんですけども、その部分での差だと思ってよろしいでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。震災復興特別交付税の平米単価36.1億円と申し上げました。こちらの36.1億円というのが平成27年度だったかと思いますが、もともとは平米単価31.1億円ということで、非常に特に我々こちらの実勢価格からもかなり低い……、（不規則発言あり）すみません。33.1万円ですね。失礼しました。33.1万円で、それが実勢価格よりもかなり低いということで、我々被災地のほうからもその単価の見直しというのを要望しておりまして、その結果、5万円ですかね、引き上げられて36.1億円になったというのがあります。

ただ、それでもこの我々被災地の実勢単価、それから現在のオリンピック需要等々を見越しますと、やはり実勢価格とはかなり乖離があると。町長申し上げましたように、やはりはっきりした建物は当然つくる必要がありますので、そういったものと、それから実際のこの被災地の建築の実勢単価との差額、両方要因としてはあろうかというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい。どうしても補償ということではないんでしょうけれども、その旧建物に対しての単価とその差がちょっと大きいものですから、その辺の確認をしたかったんですけども、そうすると、前に建っていた旧庁舎、あの庁舎が同じものを建てたら36.1万円で建つという計算ではないということですね。了解しました。

最後に1つ、この町民検討委員会というのが6月5日の日に3回目をやったということなんですけれども、この会議というのは、検討会議とはありますが、実際には事業内容の説明の会だったというふうな認識でよろしいんでしょうかね。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。町民検討委員会につきましては、昨年度開催させていただき第2回の検討委員会におきまして、敷地に対する配置ですとか、それから建物の実際の形状、それから諸室の配置、そういったものについて平面計画等々については、こちらについてご了承いただいていたということで、それ以降我々のほうで実施設計のほうを進めさせていただいていたということではございます。

今回実際に予算をご提案させていただくに当たりまして、やはりその後の検討結果といますか、若干仕様の変更ですとか、そういったものもあったものですから、そういったものも含めて説明をさせていただきたいということで、開催させていただいたということではございます。

11番（橋元伸一君）はい。私が不思議に思ったのは、議会に提案、議案が配布された後だったものですから、もう決まったものをここで検討して何をやるのかなというふうに、ちょっと思ったものですから、それで、議会もそうなんです、委員会もそうだと思うんですけども、委員の中にやっぱり認識の違いがありまして、課長の答弁だと、その時点で了解をもらったという言い方をしているんですが、その場でいろいろな意見が出たのに対して、その回答を多分していないんじゃないかと。そのときにきちんと言って、その一つ一つ全てを皆さんがちゃんと理解したのか。1回目が28年の2月14日です。2回目が同じ年の7月3日です。3回目が1年後の6月5日です。2回目から3回目まで、このころというのは、私たち議会の中でもすごくこの庁舎に対して何度も何度もお願いをして、委員会なり全協で説明をさせていただいたころなんです、そのころにこの検討

委員会というのはどういう位置づけになっているのかわかりませんが、11カ月も会議も開かずに、説明もせずに、それでもう決まったことをただ1年後に報告と、そういう部分にちょっと疑問を持たざるを得ないということをごここでちょっと一言言っておきたいと思います。回答は結構です。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

時間でありますから、もっとあるようなので、ありますよね。青田さんのほかにも質疑したい方いると思いますので、時間も経過しておりますので、この際暫時休憩いたします。再開は3時といたします。

午後2時51分 休憩

午後3時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい。先ほど同僚議員が聞いた中身でちょっとわからない点があるので、確認をいたします。

附属資料の11ページの8・6・3のものなんですけれども、追加支援の内容、これについて（1）番から（5）番までありますけれども、例えば被災者に出すと。それも丘通りとか、例えば他の自治体に移った人にも出す。その内訳をちょっと教えていただけますか。

要するに、この数字出ているじゃない。2億7,100万円とか4億7,700万円とか、それに該当する人たちがどれぐらいいるとか。列記できないんだったら、後で書いて出してもらってもいいんですけども。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。11ページの（1）から（6）までの件数及び基金の種類、8億円とか43億円での種類での該当者ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、（1）の町内単独移転者の住宅再建補助に係る部分なんですけど、こちらのほうにつきましては、8億円の該当者が33件、1件当たり100万円になりますので、3,300万円となります。43億円の津波浸水区域内での被災者ということでの43億円のほうの対象者につきましては、238件掛ける100万円になりますので、2億3,800万円となります。

続きまして、（2）番、津波防災区域3種現地再建の補助の100万円の拡充でございます。こちらのほうにつきましては、43億円の基金のほうから477件、4億7,700万円となります。

（3）番、津波浸水区域外世帯への住宅再建補助①全壊世帯50万円の拡充補助でございます。こちらのほうにつきましては、50万円のかさ上げになりますので、116件、5,800万円、こちらは8億円の基金となります。

②番、大規模半壊25万円の拡充となりますが、こちらのほうにつきましては、同じく8億円の基金で54戸、25万円掛けますと1,350万円となります。合わせまして7,150万円となっております。

続きまして、（4）番、津波防災区域外浸水世帯への住宅再建補助100万円でございます

ますが、こちらのほうにつきましては、1件100万円ということですが、43億円の基金を使いまして3,700万円、37戸、3,700万円となっております。

最後になります、(5)番、津波第2種区域の現地に新築された場合の住宅補助でございますが、こちらのほうにつきましては、43億円の基金を使いまして8件、100万円、800万円と。

以上、8億円の基金の今回使用見込みとして計上して……、総計になります、1億450万円。43億円の基金のほうから7億6,000万円、合計しますと8億6,450万円となっております。以上でございます。

12番(青田和夫君)はい。それはわかりました。

じゃ、今話しました丘通りで全壊した人はどうか、例えば他町村のものとか、その内訳、ちょっと教えてもらえますか。

震災復興企画課長(佐藤和典君)はい、議長。他町村に移転された方に対しての補助ということにつきましては、今の制度上、今の単独の補助の制度上であります、移転費、防災集団移転の移転費だけ、移転費、崖近とかの住宅の移転費だけの補助となっております、今回のかさ上げの対象には含まれてございません。

あと、丘通りの全壊の世帯につきましては、こちらの(3)番のところ、全壊の方と、あと大規模半壊の方で一応数字的には拾ってあるというふうな認識になっております。以上です。

12番(青田和夫君)はい、議長。私は、それも全部含まれての話だと理解しました。ですから、あえて今聞いているだけです。要するに、今の説明の中での話では、津波が主だというふうに受け取りました。でも、町全体は全て地震で全壊した人、丘通りでも結構あるんですよ。そこまでもきちんと手を差し伸べると。そういうふうに理解をしたのでお伺いだけです。それはどうなっているんですか。

震災復興企画課長(佐藤和典君)はい、議長。丘通りの方々の部分についても今回あわせてかさ上げをさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

12番(青田和夫君)はい、議長。かさ上げしているということであれば、丘通りはどれくらい件数あるんですか。

震災復興企画課長(佐藤和典君)はい。今お話しさせていただいた津波浸水区域以外の世帯で全壊の方と、あと大規模半壊の方で今対象とさせていただいているのがトータルで170件というふうな形で計算、捉えさせていただいております。以上です。

12番(青田和夫君)はい、議長。内訳って言うんだから、全壊と大規模半壊とかのものを、後で聞きに行くからいいわ、じゃ。

震災復興企画課長(佐藤和典君)はい、議長。大変失礼いたしました。大規模半壊と全壊で、大規模半壊の中には半壊であっても解体した方もカウントしているところもございまして、後で数字のほうはご報告させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。(「わかりました」の声あり)

議長(阿部均君)ほかに質疑はありませんか。

4番(岩佐孝子君)はい。予算書の11ページ、8款の土木費の道路橋梁の部分なんです、この用地購入費の分、706万9,000円、これについては何件だったんでしょうか。何人かお尋ねします。

まちづくり整備課長(阿部正弘君)はい、議長。予定してございますのが残り4筆になってござい

ます。以上です。（「地権者の数」の声あり）

地権者が自治会が2筆分、あと共有地が2筆となっております。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

2番（渡邊千恵美君）はい。最後のページになりますけれども、14ページの10款6項保健体育費の18節なんですけれども、トレーニングの機器の購入費に308万9,000円と、新しく購入されるトレーニング機器の380万9,000円、そのトレーニングの数と内容、かかった金額を教えてください。（「内訳ね」の声あり）

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、台数についてなんですけど、3台です。3台の内訳としては、まず、レッグカーラードエクステンションマシンといって、膝の足の大腿筋を鍛える機械です。あと、2つ目はフライマシンといって、大胸筋、この胸の筋肉を鍛えるマシンです。フライマシンです。2つ目。最後、3つ目は、ランニングマシン、これは有酸素運動ということで、心肺機能を鍛える。

それぞれ金額については、約110万円から130万円の間に予算措置をしています。以上になります。（「1台……」の声あり）1台当たり、安いもので、安いものというか、110万円から130万円それぞれ1台ずつ、合計3台買うと。

ちなみに、今は11台ある状況です。以上になります。（「ありがとうございます」の声あり）

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

8番（大和晴美君）はい、議長。ただいまの関連質問なんですけれども、トレーニング機器なんですけれども、今回スポーツ振興くじの助成金が受けられるということで、今まで大変町民の方も希望していたということで、大変好ましく思っているんですが、大変老朽化しているということで、ただいま11台ですか。現在あるもの。この全体的な計画というのは、何かお考えなんですか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

11台あるうち、3台を更新していくということで、残り8台になりますけれども、その残り8台の部分に関しては、今後年次計画をもって更新に努めていきたいと思っています。

現状ですと、11台のうち5台がなかなか使いづらい状況というか、使用禁止にしています。そのきっかけになったのが、前年度に専門業者に点検をしていただいたときに、ちょっと不具合があると。例えばワイヤーがちょっとうまく作動しないとか、そういうところがあったものですから、現在5台使えない状況なんですけれども、今後については、年次計画で整備をしていくと。

今回totoというスポーツ振興くじを財源として整備をするんですけれども、こういった財源を今後も継続的に申請をしていながら、できるだけ一般財源に影響を与えないような形で整備をしていきたいと考えています。以上になります。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい。先ほど来ております10ページの財産管理費、庁舎役場建設についてなんですけど、その件になんですけど、1つは、この間のこれまで出てきた質疑等々の中でやっぱりこの疑問が解けないということでは、町民検討委ので検討というのがどういう中身で、位置づけで取り組んでこられたのか。先ほど来課長の説明では「ご了解をい

ただきました」、「ご了承をいただきました」というような断定的な表現があるわけですが、どういう形で了解を得たのか。正式にこの案について皆さんどうですか。賛成の方、反対の方、どういう形で決められたのかが非常にこの間、このやりとりの中を聞いていて想像ができないということなんです、その辺の経緯についてどうなんでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。第1回の町民検討委員会、それから第2回の町民検討委員会におきまして、平面計画図ですとか、その他いろいろこちらからも資料提供させていただきました、さまざまなご意見を頂戴したところです。

で第1回のほうでいただいたご意見等々については、反映できる部分については第2回のほうで反映させていただいたものを図面として提供させていただき、それをもとに委員長の進行としては、それについて、これについて一つ一つ、例えばよろしいでしょうかというような形で、一つ一つについて議決をとるといった、そういったスタイルではなかったかとは思いますが、ご了承いただいたといいますか、それぞれ我々のほうで提出させていただいた図面、平面景観なり、そういったものについて異論といいますか、そういったものがなかったということで、ご了承いただいたというようなことで考えてございます。

9番（遠藤龍之君）はい。異論がなかったということでオーケーという受けとめ方は、そういう言葉が浮かんでこない。それでいいのかという、先ほども出ました。何でこういう立派な資料が今これ手元に、あるいはその判断しなくちゃならない、に必要な資料がちゃんとその場で、その場というのも、こういうことで今後検討委員会で検討しますから、このことについて皆さん十分考えて、そして参加してくださいというような招集の仕方だったのか。我々もしかりです。我々ももう何回もそれ確認しますね。議会の中でも。必要な資料はもう前に提起しろと。

そして、我々も勉強しなくちゃならないんですよ。当然検討委員会の皆さんも事前に勉強して、知識を得て、そして参加すると。そして、自分の意見を述べ、そしてやりとりをして、そしてそのやりとりの中で判断する。そして、判断できるような調査期間があった中での政策決定というのは、その場での決定されたのかというようなことをもろもろ聞いていますと、全くそういう状況にはなっていないというふうに受けとめています。

とすれば、この間進めてきた結果、結果、こういう了解得ましたというのは、それは、そしてさらに、町民検討委員会でこのようになりましたという形で、今度は我々に示される。示されるときも同じ状況の中で示されると。そして、我々の場合には、もう私たち参加していますから、そういう形の決められ方、決定の決められ方というのは、私…、ほかの皆さんはどうかかわからないけれども、私はそこでもうこれで決まっただと。我々は議会としてこの案については了承した。了解したというふうな受けとめを全くしていません。ですから、その都度同じような、これは総務常任委員会でも何回か取り上げられて、同じやりとりがなかなかその結論が出ないものですから、そういうところで議論になったものが総務民生常任委員会等に提起されて、それでやりとりがあって、そこでも結論が出る。まだ何点かの項目については、まだ結論出たものというふうには受けとめていないんですよ。

そういうのがこれまで通されてきた経過なんです。

そして、ということです。これが事実ですということで、あともう一つ、疑問は、先

ほども出ました、実施設計、基本設計を示されて、実施設計、基本構想から実施設計というのは、我々には示す必要のないものなんですか。そのことだけまずとりあえず確認します。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。実施設計の詳細な図面一式ということ（「いえいえ、わかりやすいもの、1枚物でも2枚物でも」の声あり）実施設計の現在行っています図面、平面図、それから前回の全員協議会だったか、ちょっと記憶ありませんが、立面図とか、主なものについては示させていただいているというふうに考えてございます。

9番（遠藤龍之君）はい。我々そういう意味で素人なんです。確かに持っています。多分このことかなと思って、これが実施設計、その際には説明の際には、こういうことで実施設計こういうことになりました。ですから、もうこれ以上動かすことができませんよというような提起、提案のされ方しないと、まだこれ我々見たのは、これまだ基本計画のあれかなというような感じで、それは受けとめるほうが悪いと言われれば、それは甘んじて受けるけれども、そういう説明の仕方がない中で、我々に提起された。

これが実施設計だとするならば、これが決まる前に我々こういう内容で一応案としてこういう、ここまで進んできましたということで、示されてしかるべきだと私は受けとめている。なぜか。これは、去年の、もう5、6月からの話、4月からの話だね。ここでこれを見ると、やっぱり28年の2月とか3月とか、最後になっているようなんだけど、その際に、これは総務民生常任委員会でも確認したのかな。あるいは全協の中でも確認したことなのかな。実施設計、いつまで要望を出すことができるのかと。全協かという際に、9月ごろまでは何か皆さんの要望を取り入れることができますよと。それまではという話だったんです。ということで、そのころまで私たちは待ち続けていた。何を待っていたかという、その案ですね。いろいろそこでも要求、要望を出して、それがその実施設計の中に入っているのかなということで、待っていたんだけど、待てど暮らせどという中で、今度は9月の議会で延長すると。実施設計的なものを2,000万円の増額をして、ああこれはよかったと。大体12月か3月ころまで我々の要望というのは入れることができるんだなと思っていたところが、何の音沙汰もない。この前ですか、5月22日の全協でいきなりぽんというものが出されてきたというのが大きな流れなんです。

そして、その間にも総務民生常任委員会あるいは全協の中で言ったかわからないけれども、そういう要求はたびたび出してきていたと。検討委員会開いて、そして検討したらとかというような、あるいはよく出てくるのはやっぱり庁舎の配置、これは最近まで出ていますよ。やっぱりこの土地の有効利用ということで、そういう場面のときには、やっぱりもう少し西・北端あたりとか、いろいろな要望ありました。

あなたの話では、課長の話ではもうそんな話はもう去年の7月にさっきの話であれば、検討委員会で了解を得ましたということで、決まり事のように言っていますけれども、その後にもそういう要求、話出ているんですよ。そのときに、あなたはどのような対応をしたのかと聞くと、さもまだ決まっていなように、まだ変わるように、もしそこで決まっているということで、もう町の庁舎の配置については、もうここですよ。決めたということであるならば、明確に我々に示さなくてはならない話ですよ。

そういったものはなかった。ですから、庁舎の配置についてもまだ余裕が、猶予があるんだなというようなことで、この前もたしか出ましたよね。そういう話ね。

そのときに、もし決まって……、町として決まっているんだったら、ごめんなさい。もうこれも決めたことなんですから、皆さんもお認めになったことでしょうかというようなことでの返しがあってもしかるべき。それもなかった。ないよね。

一応、何でここにしたかという理由等々はあったかと思いますが、それはあくまでも理由であって、町の考えであって、それを我々にまだ示したというだけの話であって、だから、我々としては、その実施設計というものを示されない。私は少なくともその実施計画を最終的に決める前に説明があって、こんな内容で考えているんだがどうでしょうかと。町としてはこの内容で進めたい。しかしながら、まだなおもしあるならば、まだ若干の余裕があると。そこで手直し……、まだ実施設計つくっていない段階ですから、だったら、若干の手直しも可能かもわからない。

実施設計を前にも確認したんですが、実施設計をつくってしまったらもうこれは大きな、小さなあれでも変えることはかなり難しいという説明を受けていたから、その前に示して、そして、なるべく町民の要望、要求が入れられるような、最終の決定にしたいとお願いしたいというようなことで、ずっと待ち構えている。あれから1年以上たつたよ。少なくとも9月の補正、2,000万円。

議長（阿部 均君）一問一答でございますので、簡明に願います。

9番（遠藤龍之君）はい。いや、こういう事実の経過を示さないと、どのくらいの問題なのかというのが、どのくらいの問題になっているのかというのが伝わらない。何かあっちこっち異次元の世界でやりとりしているような感じが先ほど来の質疑から見えたものですから、事実の経過として、今私確認して、それでどうなのかということでの確認なんです。申しわけないですが、「はい」の声あり）それが事実なんです。

そういう意味では、正直言って議会は皆さんと一緒にやり合うという、やり合うというか、一緒に考えて前に進む、取り組んでいくというような形では進んでこなかった。こられなかったということは今議長から制限されましたから、一応そういう事実あることを伝えておきます。そういう中で。

そしてね、あと先ほど来出てきた消防分署とか、あと配置の問題については、これも何回か聞いているんですけども、全体計画があって、最初はさっき町長も出てきました道の駅構想、その前に産直のものがあって、それであそこに配置、そういうこともあってあそこに配置だったんですよ。我々の説明受けたときには。

それがもうなくなったら、なくなっただけです。そうしたら、やっぱり庁舎の配置というのは、また改めて検討されてよかったはずのものが相変わらずあそこから動いていない。こういう疑問もまた解けていないという、あとさらに、まだあるんですが、もろもろ出てきましたし、議長からも言われましたので、やめます。

議長（阿部 均君）回答は。「要りません」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

6番（岩佐秀一君）はい。それでは、補正予算13ページなんですけれども、10款6項3目ですか、文化財保護関係でちょっとお聞きします。

15節の400万円、茶室関係の境界線の竹柵という記事欄にあるんですけども、これ今現在出ておりますね。つくってあるもの。ああいうふうなものなのか、ちょっと聞きます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

外観的には、基本的に同じものと考えていただきたいと思います。何が違うかという

と、その素材を変えようと思っています。現在のものは、原竹フェンスということで、経年によって劣化をしていく。腐っていくという材質で、これが今平成22年に設置していますので、大体6年から7年経過しています。隣の方とのプライバシーの確保というところなんか非常に大事な視点ですので、そういうところからは、今度は樹脂製の偽竹フェンスに切りかえたいというところでの違いがあります。

外見は一緒ですが、材質が違うという内容になります。以上になります。

6番（岩佐秀一君）はい。ええとですね、私現地見たところ、竹でできて、端材の木が腐っているわけですね。実態は。と同時に、あそこ結構長いですね。強風になると、結構子供たちが学校に通うという危険な点もあるわけですね。大手門に入ったりしちゃうと、もうがちゃがちゃに崩れていますよね。そんな関係で質問させていただいたんですけども、今6年と言いますが、この400万円という予算で、今後工事すると思うんですけども、何年ぐらいもつような工事になるんでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。見通しといたしましては、10年から15年、このぐらいは十分使用に耐えられるだろうと思っています。

今現在のフェンスが倒れているという話なんですけれども、やはり現状どうなのかというところも当課としては問題意識を持ってしまして、その倒れているものをちょっと職員のレベルなんですけれども、仮復旧をして、プライバシーの確保というところでは今保っている状態です。

今後については、この予算がお認めていただければ、速やかに発注をしてという考えでおりますので、また、柱の部分に関してもフェンスと一緒に同時に更新をかけていきますので、雨風に耐えられるような、そういった施工内容も含めてしっかり対応していきたいと考えています。以上になります。

6番（岩佐秀一君）はい。ぜひあそこは文化財と同時に、端的に言えば坂元の観光のスポットなんですよね。と同時に、子供たちが結構出入りしているもので、そんな関係で、ぜひある程度強度のあるもので、景観、その辺も考えて、建設工事を進めていっていただきたいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。（「休憩」「賛成」の声あり）

ただいま休憩動議がありました。賛成者もおりますので、この際暫時休憩といたします。再開は、3時40分といたします。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）ただいま休憩中に、11番橋元伸一君、ほか1名から修正の動議が提出され、これを受理したので、これから議会運営委員会を開催します。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は、3時55分といたします。

直ちに、議会運営委員会委員は第3委員会室に参集願います。

午後3時41分 休憩

午後3時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）修正動議の写しを配布しております。

これから修正案について、提出者から説明を求めます。11番橋元伸一君、登壇願います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。平成29年第2回山元町議会定例会補正予算修正動議。11番橋元伸一。

私は、平成29年第2回山元町議会定例会において、ただいま議題になっております議案第44号平成29年度山元町一般会計補正予算（第2号）について、一部修正することを提案いたします。

山元町役場庁舎新築復旧建設工事及び関連事業経費についてですが、住民の利便性、職員の福利厚生、補助金の執行期限などの観点から、新庁舎建設は早急に進めるべきものと考えます。決して反対をするものではありません。

しかし、この1年半、数回にわたり委員会や全員協議会などで説明を受け、建設する位置、庁舎の形状、利用者の安全確保、維持管理費、特に建設費、当初19億円で始まったものが30億円など、疑問点について意見交換をしてきました。しかし、疑問を解消するような説明がなされていません。

詳細についてももう少し確認や検討する余地があるのではないかと思います。

現状のままでは、この高額な建築工事費に対し私自身責任のある判断をすることはできません。

よって、私は、平成29年度一般会計補正予算について、一部修正を發議いたします。

議案第44号平成29年度山元町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議について。

地方自治法第115条の3及び山元町議会会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

資料の1ページをお開きください。

議案第44号平成29年度山元町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正します。

第1条中「24億5,704万3,000円」を「12億634万3,000円」に、「158億7,151万7,000円」を「146億2,081万7,000円」に改めます。これは、山元町役場庁舎新築復旧建設工事及び関連事業費12億5,070万円を削除するものであります。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改めます。

2ページをお開きください。

10款1項地方交付税、補正額「7億5,440万円」を「808万1,000円」に、合計「57億6,238万3,000円」を「50億1,602万4,000円」に、18款2項基金繰入金「11億5,374万1,000円」を「10億6,500万円」に、合計「58億291万2,000円」を「57億1,417万1,000円」に、21款1項町債「4億3,250万円」を「1,690万円」に、合計「8億8,850万円」を「4億7,290万円」に、歳入合計、補正額「24億5,704万3,

000円」を「12億634万3,000円」に、合計「158億7,151万7,000円」を「146億2,081万7,000円」に。

歳出です。2款総務費総務管理費、補正額「14億6,632万7,000円」を「1億5,562万7,000円」に、合計「38億3,545万2,000円」を「25億8,475万2,000円」に、歳出合計「24億5,704万3,000円」を「12億634万3,000円」に、合計「158億7,151万7,000円」を「146億2,081万7,000円」に。

3ページです。

債務負担行為補正並びに地方債補正を全額修正します。

これ以外につきましては、資料のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。以上です。

議長（阿部 均君）これから修正案に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい。ただいま同僚議員、橋元議員から修正動議の理由説明をいただきました。早急に進めるべきということを冒頭お話ありました。

しかしながら、位置、形状、維持管理費あるいは工事費が当初19億円ではなかったかと。それが膨らんだということに対してのいろいろな意味の説明不足であるというのは、主な理由かと思えます。

しかしながら、ここで修正の反対理由いろいろありました。私もいろいろもうずっと深く確認をといる部分もあることも事実ではございますが、しかし、ここにおいてこの修正、いわゆる提出された予算を否決してカットした場合に、どういう今後新庁舎に対する影響おありと、提出者はお考えなのか、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

11番（橋元伸一君）はい。一番私も引っかかっていたところは、先ほど質疑の中でもいろいろ出てきましたが、補助金の執行期限、先ほどの答弁ですと32年までには完了しなくてはいけないというところなんですね。で前回の全員協議会の時点でも15パーセントの値上げ、材料の高騰とか、そういう説明を受けたときに、オリンピックが終わるまでとか、もう少し材料費が下がることはできないんですかと、私も質問したんですけども、やっぱりそれは無理だと。いろいろ説明を聞きまして、私もそれは無理だということは判断しました。

しかし、きょうここで次の議会まで3カ月延びたとしても、そんなに影響はないのではないかと私自身判断しました。

やはり、議会に対する説明不足、町民、住民に対する説明不足というのは、やはりこういう物事、町政を進めるにおいて一番大事な部分ではないかと私は考えます。

ですので、半年も1年も延ばそうとは思っていません。この3カ月の間に毎日来いと言われれば来ます。きちんと説明だけをいただきたい。納得できるような意見交換なり、話し合いを、そういう場を持っていただきたいという私の思いでやらせていただきました。回答になりますでしょうか。

1番（岩佐哲也君）はい。今までのいろいろな例を見ていると、例えば3カ月遅れれば実際は決定が、決定というか、意思決定が3カ月遅れれば半年や1年は優に遅れちゃうんですね。残念ながら。なぜならば、見直しをするということは、ある意味では全部の見直し

がないにしても、かなりの部分をもう一度見直ししなくちゃならないというのが実際事例でございます。

そして、今回は自主財源で全額やるのであれば、自分のところの金ですから、決定が1カ月遅ければ1カ月ぐらいの遅れでできるんですが、今回は残念ながら、県とか国とか、残念というか、県とか国とかの補助金が大部分を占めるということになってきますと、県との調整、国との調整、関係部門との調整ということになりますと、非常に影響が大きいと私は思います。もちろん、だからといってないがしろでいいと、確認がないがしろでいいということはない。これは同時並行しなきゃなりません、そういうことも含めて、ここで仮に3カ月遅れてもいいんじゃないかというお話もありましたけれども、私自身は今までの例から見ますと、3カ月遅れたら優に半年から1年は確実に遅れると。

と同時に、27年度に基本設計を終わって、実施設計を提示してから着手しなければ、この交付金を対象外になりますよというふうなこともある。と同時に、この交付金をさらに再検討して出し直しということになりますと、交付そのものが19次の交付申請まで、後は終わりですよという国のほうの方針もそういうことも明示されています。これは新庁舎に限らず、そういったことも考えますと、これはとにかく今回提案されたものについては、議決をし、細部についての問題はそれなりの今後の問題もいろいろ詰めていくということでない、非常に影響が大きいのではないかというような感じがします。

と同時に、今橋元議員からお話いただきましたとおり、オリンピックとか何かとなってきますと、今15パーセントのアップ、原材料あるいは人件費のアップを見えていますけれども、これが遅れて、1年、2年遅ければなおさらオリンピックに近づいてまいりますし、15パーセントのアップだけでは済まないのではないかという、プラスアルファというか、悪いほうのアップということも懸念されるということも含めますと、私はちょっとその辺の問題を橋元議員はどう考えるのか、ちょっとご意見を聞かせていただきたいと思います。

11番（橋元伸一君）はい。最終的にはどのような今の質問、私の思いで答えてよろしいですか。3カ月ということを行いましたけれども、何も3カ月待たなくても、先ほども言いましたように、毎日説明しますと言われればきます。1週間後、10日後に臨時議会を開くと説明さえ受ければ、その時点でも構わないと思っています。

今までの私が議会に通わせていただいてからまだ1年半ですが、その前、以前のことは私はわかりませんが、この1年半を見ても、その前の数年を伺っても、今までずっともう6年もたっているにもかかわらず、震災直後のような、今通さなくては困るとか、あしたまでやらなくちゃいけないとか、そういうふうな形での、何か資料提出というか、議案の提出、そういうものがる見られました。

そういうところをやはり今後直していかないと、いいものはできないのではないかと。自分がこの1年半やっている中でいろいろな議会での反省も踏まえた上で、今回のこのことになったわけなんですけれども、予算に関しましては、やはり先ほども言ったように、執行期限というのは私もすごく気にしてまして、庁舎の必要性も感じております。

ですから、3カ月待って半年、1年遅れるということは、私は執行部もですけれども、

議会もだと思えます。やる気次第です。ですから、遅れると思っていた人は遅れます。遅らせないと思ってやれば遅れません。私は、そういう意味で、今回出させていただきます。よろしいでしょうか。

1 番（岩佐哲也君）はい。いろいろ情報不足ということのお話もありましたが、先ほど資料提出、1 種類ほどきょうはいただいた。ただ、1 枚のほうは、6 月 5 日に報告があったという形で、これは新しいんですが、それ以外の報告は、我々もあるいは総務常任委員会なんかでも数度にわたり資料出されていた。私らも総務でありませんが、見ていましたし、全協でも配布いただいたということで、執行部のほうもそれなりにやってきた部分を情報は提供あったと思うんですね。

と同時に、いろいろな意味の専門部会があって、そういう意味でのある程度の方向性なり出ているというふうにも聞いていましたので、そういう部分も議会としてもある意味では民主主義という観点からすると、そういった意見はそういった意見で決定したのであれば、尊重するというのも我々も議会としても考えるべき問題であるというふうに思うわけですが、その辺のことについては、提出議員の橋元議員はどんなふうにお考えかお尋ねしたいと思います。

1 1 番（橋元伸一君）はい。取り上げられていないというか、説明を……、その部分では聞いている方と聞いていなかった方がいたり、あとは先ほど言いましたように、議論が少ないと認識が統一されません。やはり、物事を決めるときに、いきなりたった 5 人だって意見は分かれるときは分かります。ですが、そこで議論を重ねて、それで両方が歩み寄って、それでまとめていくものだと思います。

反対したものを無視して進んだのでは、前には進まないと思います。ですから、先ほどのような検討委員会のような、1 1 カ月も 1 年間もそのままにして、委員会も開かないでいるような、ですから、どのような位置づけになっているのかなど。仕事をしている職員の人たちを否定する気はこれっぽっちもありません。みんな一生懸命やっているのはわかります。

ただ、やっぱり最終的には結果なんです。やらなかったことはもうやらなかったとしかとれないんですね。どんな理由があっても、できなくてもやらなくても、そのしなかったことはしなかったとしかとれなくなるんです。

ですから、できないということよりも何とかしてやるという方向で進めていただきたいと私は思うんです。

この 6 年間皆さんが本当にどれだけ大変な思いをして進めてきたかは、議会に来なくても見ていたつもりです。ですから、決して、先ほども言ったように、皆さんを否定するものではありません。

庁舎も早く欲しいです。私も。住民の喜ぶ顔、皆さんの喜ぶ顔、そういうのを見たいです。役場庁舎に入ったときに、職員がみんなにこにこしながら仕事をしている風景をいつも頭に浮かべています。そういうふうな町に私はなっほしいと思っていますので、今回のことだけで遅らせようとか、そういう意図は一切ありません。それを理解していただきたいと思います。

議 長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

1 0 番（高橋建夫君）はい。先ほど来から検討委員会の回数の問題等が出されております。そして、町の町民の方々の意見をどのようにというようなくだりもあったと思います。私は、自

分もこの検討委員会に入っています。やっぱりこの検討委員会というのは、何やかにや言っても町民の代表だと思えます。それで、先ほど事務局のほうからさまざまな経過報告がありましたけれども、その町民の声というのは、自分も含めて時間の関係上主な部分だけしか申し上げませんが、例えば形、これも当初は楕円で基本構想として示されました。これらも我々が限りなく意見を出して、正方形に近い状態のワンコーナーをカットして……。

議長（阿部 均君）高橋議員に申し上げます。今修正案が提案されております。その修正案に対する質疑、提案者への質問でありますので……。

10番（高橋建夫君）はい。今は町の町民の意見が反映されているかというくだりもあったものですから、それに関してお話をすることです。

そういうような形にして、町民、それから職員の動線の距離を短くしたという、そういう改善策にも設計上つながっています。

それから、ここまで延びたというものの、これだけではないんですけれども、議場の件、これは最初は1階に多目的な形の利用の形で提示されました。ところが、それは（不規則発言あり）ちょっと待って。そうじゃないです。（「そういう話だったら」の声あり）その設計変更によって、結果的には……。

議長（阿部 均君）今は修正案に対する質疑ですから、そういうふうな部分のお話ではございませんので、

10番（高橋建夫君）はい。いや、配置にしても、要は言いたいのは、我々も含めて町民の方々からの意見も通してこの図面に反映されているということを言いたいのです。

それで、最後に、この間第3回るときも住民の方から……。

議長（阿部 均君）検討委員会の内容でなくて、提案に対する質疑でございますので、（「ちょっと、関連あるからちょっと待ってください」の声あり）今度注意したらば退場願います。

10番（高橋建夫君）はい。要は、町民のために早く進めるべきじゃないかなど。その声を反映して、私はそう思いますので、その辺は町民の声をどう思うかということをお橋元議員に聞きたいということです。

11番（橋元伸一君）はい。先ほどから何度も言っていますとおり、私は検討委員会の方たちに対して批判なりはしていません。尊重もしています。ただ、今高橋議員が言ったのも一部、そうでない方も一部。だから、私が言いたいのは、そういうふうに物事を決めるときに、たった5人でも意見が分かれるんだと。それが20人も30人もいたら意見いろいろのが出てくるのは当たり前なんです。

それを偏った認識のまま全然まとめないということを言いたいです。たった2回や3回でまとめられたんですか。1回の会議で何分やったんでしょうかということなんです。

ですから、私は委員会の位置づけというのを先ほども質疑の中でも言いましたし、ですから、高橋議員、委員会に行って、2回、3回で本当に理解したのかというのが私からするとちょっと疑問に思う部分もあるんですけど、この場合は別に高橋議員にどうのという場ではないので、そういうことではなくて、やはりきちんとした議論の中で物事を進めさせていただきたいということでございます。

議長（阿部 均君）補足の回答ですか。それでは、5番伊藤貞悦君。

5番（伊藤貞悦君）はい。私も発議者の一人として、今回名前を連ねましたが、先ほど橋元議員

からありましたように、もっと丁寧に会議を開いてほしいというふうな気持ちからであります。

臨時会議の要請があれば、それに応えたいと思いますし、やはり町民の声を拾ったのかというふうなことが私は一番大きなことで、最終的にはあなた方議員が認めた庁舎でしよう。やっぱり役場庁舎というのは、山元町の顔になるべきものですので、気持ちよく建設をして、使いやすい、それも多くの人たちの賛意を得てやるべきだというふうなあれからのものであります。

それで、いろいろな形でいろいろな方が意見を述べておりますけれども、私はそのようなことから、今回の修正には賛成をして、もう少し協議の時間をいただきたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。

討論は、山元町議会先例 88 番によって、原案賛成者、原案反対者、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。—— 賛成討論はございませんか。原案賛成討論です。3 番竹内和彦君、登壇願います。

3 番（竹内和彦君）はい。それでは、原案に賛成の立場から討論いたします。

庁舎建設においては、平成 25 年 12 月に庁舎建設基本構想業務委託からスタートしまして、既に 3 年半が経過しております。基本設計は、既に終了しております。実施設計においても最終段階に来ているという状況であります。

これまでに職員ワークショップ、住民説明会、住民ワークショップ、それから役場庁舎検討専門部会、そして住民検討委員会、それから全員協議会と、幾度も協議を重ねてここまで段階を踏んで進んできております。

先月の 5 月 22 日には全員協議会が開催され、庁舎建設の概要の説明を受けました。今月に入っても先ほど来話ありました 6 月 5 日の町民検討会議におきまして、ここでこれまでの疑問に対し明快な回答をいただいたところというふうに伺っております。

いつまでも議論を繰り返すのではなく、前に進むことが大事だと思います。

震災から既に 6 年が経過しており、一日も早く完成が待たれることから、今回の庁舎建設費を含む 29 年度一般会計補正予算については、賛成するものであります。以上でございます。

議長（阿部 均君）次に、原案反対者の発言を許します。原案反対者はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）次に、修正案賛成者の発言を許します。9 番遠藤龍之君、登壇願います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、ただいま提案されております議案第 44 号平成 29 年度山元町一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正動議、この修正案に対して賛成の立場から討論をするものであります。

修正案に対しましては、次の理由から賛成ということになるわけではありますが、その 1 点目は、この間きょう数時間にわたりいろいろ質疑、討論、説明を受け、あったわけ

であります、まだ疑問が解けない。そしてまた、検討の余地が残されているというものもまだ入っております。その1つは、庁舎の配置の問題です。この件につきましては、質疑の中でも確認しておりますが、まだ検討の余地が残っている。最近までもこの配置については、議論が出ている。希望、要望が出ている。あの周辺の土地の有効活用、そういった要望も町民の声として出ております。

この点についても先ほど来あります、まだ時間をとって検討して、そして多くの町民が納得できるような配置を求めるものでもあります。

それから、外部階段、外階段の設置について。これまた常任委員会の中でもいまだに解けない疑問として残っております。いろいろきょうの質疑の中でもいろいろ展開されました。

3. 11の災害、思い起こしますと、あのとき職員のもろもろの誘導等々があったのか、私たまたまそこに3階議会事務局におったわけですが、また3階の会議室で会議も行われておりました。その方々は、右往左往と、何をしていたかわからないまま、おさまった後も誘導等々、そういった対応がなされず、それぞれ個々自分の判断で避難をしたというのをまだ鮮明に記憶しておるわけですが、そしてまた、そういった訓練が職員の訓練がこの間かいま見たことがない。今後するということになるかと思いますが、そうしたこともまだ明確に示されない中で、この外階段の設置についてのことがまだ疑問に残る。まだ不安が残る。また、そして検討の余地があるのではないか。このように受けとめておるところであります。

また、これらについての疑問に対しては、いまだ回答が不十分だということも添えておきたい。

それから、何よりもこの間今の質疑の中でも確認されました。この合意形成、住民の声をどれだけ拾って、そしてともに立派なといいますか、どちらも使いやすいこの庁舎をつくり上げる。そういう意味での住民の声がなかなか届かない。いろいろ今の前のお話で幾度もということがありましたが、しかし、まだ疑問が残っているということは、十分な住民の声が反映されていないところの証ではないか。

少なくとも私もさっきの質疑の中で確認しましたが、この1年間一体何が行われていたのか。行われていないというのが今現在の私の受けとめなんです、5月22日の全協で初めて1年後近い、その前に何ら働きかけがなかった。そして、これまた常任委員会あるいは、で確認、そこで初めて我々が示されたということになるわけですが、先ほどのあそこで示されたのが実施設計というものであるならば、それが初めて私たちに示された。

そして、それからそこで我々も判断しなくちゃならないということになるわけですが、それから、先ほどそのもろもろ議員に対しても資料等々が配布されているだろうというお話もありました。配布されただけではなくて、それに基づいて議論をして検討して、そしてお互いやり合って、そして次の段階に、そのための資料なんです、資料はいただいたとします。あれが資料です。その後何があったかという、議論する場面が生まれていない。つくられてこない。議論できないんです。

というような流れの中で、住民の意向がどこまでこの検討の中で生かされたのか、その経緯にも疑問を残すものであります。

以上の理由から、まだ解消されない疑問、検討の余地が残されている原案に対し、ま

た、修正案の提案理由に見られる、この1年半数回にわたり委員会や全員協議会などで説明を受け、建設する位置、庁舎の形状、利用者の安全確保、維持管理費、特に建設費など、疑問点について意見交換をしてきたが、疑問を解消するような説明がなされていない。詳細について、もう少し確認や検討をする余地があるのではないかとと思われるとした修正提案の理由に見られます修正を求める内容について理解をすることもできます。

こうした問題のある予算を削除した、今提案されております修正案に対し賛成の立場からの討論といたします。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第44号平成29年度山元町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

まず、修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立少数であります。修正案は否決されました。

次に、原案賛成者の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第44号平成29年度山元町一般会計補正予算（第2号）は可決されました。

議長（阿部 均君）日程第15．議案第45号を議題とします。

本案について説明を求めます。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第45号平成29年度山元町立坂元小学校校庭改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

なお、説明につきましては、配布資料 No. 16、議案の概要に沿ってご説明いたします。

初めに、提案の理由でございますが、山元町立坂元小学校校庭改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

それでは、1．契約の目的でございますが、平成29年度山元町立坂元小学校校庭改良工事でございます。

2．契約の方法については指名競争入札で、指名業者数は9者でございます。

3．契約の金額は一金4,298万4,000円、消費税を含む金額でございます。

なお、落札率は80.26パーセントでございました。

4．契約の相手方につきましては、町内の野村建設株式会社でございます。

5．工事の場所につきましては、山元町立坂元小学校となります。

6の工事の概要でございますが、坂元小学校の校庭改良工事として校庭敷地の全面積が

5, 100平方メートルとなります。基盤整備として、敷地造成工、盛り土が1, 410立米、校庭周りの遊具の撤去工一式となります。グラウンド、コート用舗装工として飛散防止及び透水性のよいクレイ舗装が3, 870平方メートル、一部昇降口部分はアスファルト舗装工79平方メートルとなります。施設整備といたしましては、集水升3基、L型側溝工が74メートル、遊具の再設置工一式となります。

また、植栽工として、グラウンド周りには芝生を植栽しますので、床土工を1, 230平方メートル、うち張り芝工として1, 030平方メートルとなります。

7の工期に関しましては、契約の翌日から平成29年9月29日までとなります。

以上、議案第45号の説明となります。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい。1点だけお伺いします。

今説明があった芝の関係上、どのような芝をつけるのか。例えばベントとか高麗とかいろいろあると思うんですよ。その辺の、例えば芝生でも、例えば土手から持ってきた芝生だとか、そういうのでは非常に困るので、どのような芝を取りつけるのかお伺いします。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。芝の種類でございますが、今回予定しております芝につきましては、改良高麗芝でありまして、特徴としては、上に伸びるようではなく、周りにというふうなことで、草刈りとか、そういうふうな芝の管理のしやすいというふうなものを今回予定しております。以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい。芝生の管理なんですけれども、これから毎年というか、毎回なんですけれども、その維持管理費はどれくらい見ているんでしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。維持管理費の関係なんですけれども、山下第二小学校ですと、特殊な芝なものですから、ちょっと外部というふうなことで委託することになっているわけなんですけれども、今回予定しております坂元小学校の芝生につきましては、今説明したように、管理のしやすいというふうなことで、学校の職員等が学校内で管理できると。芝刈りなんかもできるような形でというふうなことで、外部に維持管理というふうなのは今のところ考えてございません。

4番（岩佐孝子君）はい。学校内ということですと、芝生の芝刈機とかが必要になると思うんですけれども、その辺については考慮されているんでしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。芝刈機等につきましては、今後その辺について対応を考えたいというふうに思っております。

なお、学校の施設管理というふうなことで、シルバー人材センターに年間通して、2回とか、それから、PTAの奉仕作業、こういうのもございますので、そういう中で対応していただけるか、今後学校側と管理の関係については調整をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい。町長にお尋ねします。今回この芝生を芝張りをするんですけれども、ある震災のとき一番放射能の影響の大きかった芝生をなぜいろいろなところに張りめぐ

らされなければならないのかをお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の校庭の関係は、技術的な観点と承知しておりますので、担当課長のほうからお答えさせます。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回坂元小学校に芝生をというふうになった経緯でございますが、ご覧のように、坂元小学校、どうしても風当たりが強くて、これまでもグラウンドの砂が飛んだりというふうなことが大分ありまして、今の現状になっております。

今回そのような飛散防止というふうなことも兼ねまして、今回芝生というふうにさせていただいたところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい。管理上ということであれば、これからの維持管理を考えた場合、人工芝とかは考えられなかったのでしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。人工芝というふうなもの一部考えたんですけれども、どうしても今回は補助事業の中でというふうなことで、どうしても人工芝ですと予算がかさんでしまうというふうなこともございまして、予算の中で芝張りの部分とか、面積の調整をしながら、今回このような形で行うこととなっております。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい。この面積、芝生を植栽すればということなんですけれども、今後のことも考え、維持管理で機械を買ったりということを考えてならば、やはり私は維持管理とか、これからの長年のことを考えたならば、先ほどPTA、シルバー人材センターとかという話もありましたけれども、そのことを考えたならば、もう少し考慮すべきではなかったかというふうに思うんですが、

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。確かに、将来的なことというふうなことを考えればというふうなこともございますが、この辺につきましては、予算の中での調整ということもございました。そういうふうな中で、学校等の先生方といいますか、校長先生と協議をしながら、そういうふうな中で対応していただくというふうなことで、今回人工芝ではなく、このような芝生というふうなことで調整をしたところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほど遊具の撤去、そして、そうですね。劣化が非常に激しい遊具で遊んでいるのを見ると、非常に危険だなというふうな思いでございました。

今回も遊具の再設置……。

議長（阿部 均君）岩佐議員に申し上げます。ただいま遊具の件が議題ではございません。芝の契約の（「ここの一式のところに書いてあるんですけれども、工事の中に、工事の概要の中に遊具と再設置というのがありますが」の声あり）すみません。どうぞ。すみませんでした。

4番（岩佐孝子君）はい。どんなものを設置する予定でしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回行うものにつきましては、概要のほうに書いてございますが、現在あるものを一時撤去というふうなことで、再設置するということで、新たなものではなくて、現在あるものを一時撤去して、そこにまた戻すというふうなことで予定しております。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第45号平成29年度山元町立坂元小学校校庭改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第45は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第16．同意第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。それでは、同意第2号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現教育委員の島田さゆり氏は、今月末をもって任期満了となりますので、その後任者として、山寺区在住の菅野正彦氏が適任と考え、任務処理に当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

次ページに菅野氏の略歴書をおつけしておりますが、ご覧いただきたいと思います。

仙台市の小学校教員や仙台市教育委員会健康教育課指導主事などを経まして、仙台私立上杉小学校長を最後に退職され、現在は非常勤の仙台こども体験プラザサイトマネージャー、そして地元山寺区の副区長の立場になります。

ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成27年の地方教育法の改正に伴い、各教育委員会の任期終了の時期が重ならないように、30年度末までに調整することとされております。そのため、今回を含め、今後の提出案件に関しましては、順次一定の年度末までにスライド調整した任期となり、各委員の任期には多少のばらつきが出ることとなりますので、あらかじめご承知おき願いたいと存じます。

ちなみに、本案件に関しては、平成33年3月末日まで、3年9カ月間の任期となります。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により、討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第2号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第17. 同意第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。それでは、同意第3号副町長の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、本町の復興はおかげさまで住まいの再建からなりわいとにぎわいの再生へと軸足を移しつつあるものの、まだいまだ道半ばにあります。そうした中で、さきの定例会において副町長の選任がかなわず、空席となっており、私といたしましてもいわゆる片肺飛行を強いられております。この間の町政運営に大きな支障を来しておるところでございます。

こうした状況をいち早く解消し、復興的創造の総仕上げに向け、山積する課題を迅速、的確に解決するためにもこの際、県からの割愛人事に頼らざるを得ないと判断したところであります。

つきましては、県から推薦を受けました武田健久氏が適任と考え、選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

次ページの略歴書をご覧くださいというふうに思います。

武田氏は、昭和43年生まれの49歳、東北大学法学部を卒業後、平成4年に県採用となり、総務部、産業経済部、保健福祉部、教育庁などの勤務を経て、現在震災復興・企画部にあつて、課長相当職である部の副参事を兼ね、部全体を束ねる主幹課である復興・企画総務課の総括課長補佐の立場にあります。

幅広い行政経験を通じて、県政発展に貢献されており、性格温厚にして明朗快活、人格高潔で人望も極めて厚く、本町の復興創生課題に対応する豊富な経験と知識を有する方であります。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により、討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第3号副町長の選任につき同意を求めることについて採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（阿部 均君）ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。山元町議会会議規則第31条第2項の規定によって、10番高橋建夫君及び11番橋元伸一君を指名します。

議長（阿部 均君）投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

議長（阿部 均君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）配布漏れなしと認めます。

議長（阿部 均君）念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、山元町議会会議規則第83条の規定により「否」と見なします。

議長（阿部 均君）投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（阿部 均君）異状なしと認めます。

議長（阿部 均君）ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長（武田賢一君）呼び上げます。

1番 岩 佐 哲 也 君	2番 渡 邊 千恵美 君
3番 竹 内 和 彦 君	4番 岩 佐 孝 子 君
5番 伊 藤 貞 悦 君	6番 岩 佐 秀 一 君
7番 菊 地 康 彦 君	8番 大 和 晴 美 君
9番 遠 藤 龍 之 君	10番 高 橋 建 夫 君
11番 橋 元 伸 一 君	12番 青 田 和 夫 君

〔点呼により投票した〕

議長（阿部 均君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議長（阿部 均君）開票を行います。開票立会人、10番高橋建夫君及び11番橋元伸一君の立ち会いを願います。前にお進みください。

〔開 票〕

議長（阿部 均君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票
無効投票 0票
有効投票のうち 賛成 12票
反対 0票
以上のとおり、賛成が多数です。

議長（阿部 均君）よって、同意第3号副町長の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（阿部 均君）日程第18. 委発第2号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。総務民生常任委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。国民年金等の削減をやめるとともに、最低保障年金制度創設を求める意見書を提出するに当たり、提案の理由を説明させていただきます。

一番最後のページ、提案理由。

国民年金の保険料の全額免除者には国庫負担分に相当する国民年金満額の2分の1の年金が支給されることから、最低保障年金制度創設とともに、経済的に保険料納付が困難な場合、免除・猶予申請の手続を行うよう、周知徹底を図るためであります。

意見書案につきましては、真ん中のページお開きください。

読み上げます。

厚生労働省の発表によると、平成27年3月末現在の本町の厚生年金及び国民年金各種の受給権者数は9,146人、年金支給額は56億7,110万円であり、年金支給額のさらなる減額は、年金生活者の生活のみならず、本町の経済及び市民の購買力にも大きな影響を与えるものであります。

厚生労働省年金局が発表する基礎年金も含む厚生年金平均月額、14万4,886円で、月額10万円未満が全体の26パーセントを占めております。さらに、厚生年金の受給権のない老齢基礎年金及び旧国民年金の平均月額は4万9,980円に過ぎません。この金額は、生活保護における生活扶助基準をも下回り、憲法25条2項でうたわれている健康で文化的な最低限度の生活の保障の理念にはほど遠いのが現状です。

また、平成26年度の全国の国民年金の保険料納付率は63.05パーセントであり、将来低年金者、無年金者が増大することが危惧されます。

国民年金の保険料の全額免除者には、国庫負担分に相当する国民年金満額の2分の1の年金が支給されることから、最低保障年金制度創設とともに、経済的に保険料納付が困難な場合、免除猶予申請の手続を行うよう、周知徹底を図ることが求められております。

よって、国会及び政府におかれては、下記の措置を講ずるよう、要望いたします。

1. 年金生活者の生活を保護するとともに、購買力の低下による地域経済への影響を考慮し、厚生年金、国民年金等のこれ以上の減額は実施しないこと。

2. 生活保護における生活扶助基準にも満たない基礎年金のみの受給者等に対して、マクロ経済スライドの適用や物価スライドのマイナス改定から除外する等、特例措置を検討すること。

3. 経済的に国民年金保険料納付が困難な方に保険料の免除・猶予の申請を行うよう、周知徹底を図ること。

4. 低年金者・無年金者対策として、最低保障年金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年6月15日

宮城県山元町議会

以下のところに宛てるといたします。

皆さん、きょうのこの提案については、唐突な提案に見えるかも知れませんが、その背景には、陳情がありました。12月に。それで、これは陳情ですから、従来だと配布のみということで配布されたものですが、これを総務民生常任委員会では年金、我々にも直接関係する、ほとんどが、やはり今の年金、この社会保障制度にはもろもろいろいろな問題が挙げられているということから、まず、勉強するという意味で取り上げ、また、この件に関しましては、説明が必要であれば、説明に行きますということも添えてあったということから、その説明を受け、なるほど、大変だという、委員会としては、この要求項目、1、2、3、4見れば何の無理もない、当然当たり前、至極な内容のものではないかというようなことも確認して、委員会として意見書の提案、提出をするということになった次第であります。

皆さん十分ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたしまして、説明にかえさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから委発第2号国民年金等の削減をやめるとともに、最低保障年金制度創設等を求める意見書を採決します。

お諮りします。

総務民生常任委員会委員長から提出されたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

委発第2号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第19. 閉会中の継続調査申し出について議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布のと

おり、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第20．議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第21．委員会審査期限延期の件を議題とします。

産建設教育常任委員会に付託中の議案第32号については、会期中に審査をするよう期限をつけましたが、同委員長から山元町議会会議規則第45条第2項の規定によって、平成29年第3回山元町議会定例会まで期限を延期したいとの要求がありました。

お諮りします。

委員長の要求のとおり期限を延期することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第32号の審査期限を委員長の要求のとおり、平成29年第3回山元町議会定例会まで延期することに決定しました。

議長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成29年第2回山元町議会定例会を閉会します。

午後5時10分 閉会
